

令和4年12月 第4回佐々町議会定例会 会議録（1日目）

1. 招集年月日 令和4年12月13日（火曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 令和4年12月13日（火曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

| 議席番号 | 氏 名 | 議席番号 | 氏 名 | 議席番号 | 氏 名 |
|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 | 平田康範君 | 2 | 川副剛君 | 3 | 横田博茂君 |
| 4 | 永田勝美君 | 5 | 長谷川忠君 | 6 | 阿部豊君 |
| 7 | 永安文男君 | 8 | 橋本義雄君 | 9 | 須藤敏規君 |
| 10 | 淡田邦夫君 | | | | |

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

| 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 |
|--------------------------|-------|-----------------|-------|--------|-------|
| 町 長 | 古庄剛君 | 副町長 | 中村義治君 | 教育長 | 黒川雅孝君 |
| 総務理事 | 山本勝憲君 | 事業理事兼 庁舎建設室長 | 水本淳一君 | 総務課長 | 大平弘明君 |
| 税財政課長 | 藤永大治君 | 住民福祉課長 | 今道晋次君 | 保険環境課長 | 宮原良之君 |
| 多世代包括支援 センター長 | 松尾直美君 | 企画商工課長 | 落合健治君 | 建設課長 | 山村輝明君 |
| 水道課長 | 安達伸男君 | 会計管理者 | 藤永尊生君 | 教育次長 | 井手守道君 |
| 農林水産課長補佐兼 農業委員会事務局長補佐 | 作永善則君 | | | | |

7. 職務のための出席者職氏名

| 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 |
|--------|-------|---------|------|
| 議会事務局長 | 松本典子君 | 議会事務局書記 | 濱野聡君 |

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1 議長会議報告

(1)令和4年度 長崎県西九州自動車道建設促進期成会 臨時総会

- (2) 令和4年度 松浦鉄道自治体連絡協議会 臨時総会
- (3) 長崎県町村議会議長会 県選出国会議員への陳情
- (4) 第66回 町村議会議長全国大会
- (5) 令和4年度 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の意見交換会
- (6) 西九州自動車道建設促進大会（東京大会）

2 議員派遣結果

- (1) 長崎県知事、長崎県議会議長への要望活動
- (2) 伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会 要望活動（国土交通省 九州地方整備局）
- (3) 全国市町村国際文化研修所主催 令和4年度 町村議会議員特別セミナー
- (4) 全国市町村国際文化研修所主催 令和4年度 市町村議会議員研修
[2日間コース]「議会改革を考える～先進事例に学ぶ住民参加・情報公開～」
- (5) 伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会 要望活動（地元選出国会議員、自民党、国土交通省、財務省）
- (6) 地元選出国会議員への要望活動

日程第4 行政報告

- (1) 長崎県知事及び長崎県議会議長への要望活動について
- (2) 令和4年度 松浦鉄道自治体連絡協議会臨時総会について
- (3) 令和4年度 全国町村長大会について
- (4) 令和4年度第1回西九州させぼ広域都市圏協議会について
- (5) 新型コロナウイルス感染症の対応について

日程第5 委員会報告

1 総務厚生委員会

- (1) 所管事務調査
- ① 条例等について

2 産業建設文教委員会

- (1) 所管事務調査
- ① まちづくりについて
- ② 幼児・学校・社会教育及び整備について
- ③ 条例等について
- ④ 上下水道事業について
- ⑤ 事業の進捗状況調査について

3 議会運営委員会

- (1) 所管事務調査
- ① 議長の諮問に関する事項について

4 タブレット端末導入調査特別委員会

- (1) 特別委員会調査
- ① タブレット端末導入に関する調査について

日程第6 一般質問

- (1) 6番 阿部 豊 議員
- (2) 1番 平田 康範 議員
- (3) 4番 永田 勝美 議員
- (4) 7番 永安 文男 議員

9. 審議の経過

(10時00分 開会)

— 開会 —

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

ただ今から令和4年12月第4回佐々町議会定例会を開会します。

開会にあたり、町長から御挨拶をいただきます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

皆様、おはようございます。

本日、令和4年12月佐々町議会第4回の定例会を招集いたしましたところ、皆様方には大変御多忙の中に全員御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

先に行われましたサッカーワールドカップカタール大会では、日本はグループリーグでワールドカップ優勝経験のあるドイツ、スペインを破り、一躍注目を浴び、日本中が歓喜に沸き、私たちに大きな勇気と感動をいただきました。決勝トーナメント1回戦は、前回の準優勝のクロアチアに同点からのPK戦の末、惜しくも8強を逃しました。サッカー日本代表の挑戦は終わりましたが、4度目となる16強に進出しながら目標の8強にあと一歩及びみせませんでした。世界に日本のサッカーの成長を印象づけたのではないかと考えております。

県内の新型コロナウイルス感染症につきましても、感染のリスクが高まっております。さらなる感染の拡大が予想されるため、11月24日から感染段階のレベル1の注意報をレベル2—1に引き上げられまして、警戒警報が発令されているわけでございます。

本町におきましても、引き続きマスクの着用や手指の消毒、3密の回避など基本的な感染症対策を引き続きお願いをしたいと考えております。新型コロナウイルス感染症の収束に向けて、お一人お一人が意識を持って感染症の拡大防止に努めなければならないと考えております。御理解と御協力を賜りますように重ねてお願いを申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症に関する本町の対応等につきましては、後もって行政報告をさせていただきますので、よろしくごお願い申し上げます。

さて、議案につきましては15件を提案しておりますので、皆様方には御理解を賜り、御承認をいただきますようお願いを申し上げまして、開会にあたりまして簡単でございますけど御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくごお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

本日の出席議員は全員出席です。

これより本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、3番、横田博茂君、4番、永田勝美君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第2、会期の決定を行います。

12月本定例会の会期については、さきにお配りいたしました日程表のとおり、12月13日本日から12月15日までの3日間にしたいと思います。

日程の内容については、順を追って説明を行います。

12月13日、本会議の1日目は、まず諸般の報告を行います。1番目に議長会議報告6件、2番目に議員派遣結果6件の報告を私から行います。

次に、行政報告です。5件の報告を町長からお願いいたします。

次に、委員会報告です。1番目に総務厚生委員会、所管事務調査、2番目に産業建設文教委員会、所管事務調査、3番目に議会運営委員会、所管事務調査、4番目にタブレット端末導入調査特別委員会、特別委員会調査の報告を、それぞれ委員長からお願いいたします。

次に、一般質問です。別紙質問通告書一覧表のとおり、6名のうち4名の方の質問です。1日目は、一般質問終了後、散会となります。

12月14日、本会議2日目です。13日に引き続き一般質問です。別紙質問通告書一覧表のとおり、6名のうち2名の方の質問です。

次に、議案審議です。議案第78号から議案第85号までの8議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しています。審議終了後、散会となります。

12月15日、本会議3日目です。14日に引き続き議案審議です。議案第86号から議案第92号までの7議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しています。

次に、閉会中の委員会継続調査を予定しています。その後、閉会の予定です。

なお、日程については、議事の進行により時間の延長もあろうかと思いますが、改めて御了承いただきたいと思います。

以上のような手順で進めたいと思います。

本会議は、12月13日、14日、15日です。

お諮りします。本定例会の会期は、12月13日本日から15日の3日間に決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は12月13日本日から12月15日の3日間に決定しました。

日程表に従って議事を進めていきます。

— 日程第3 諸般の報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第3、諸般の報告に入ります。

まず、議長会議報告の6件を私のほうから行います。

諸般の報告資料1です。議長会議報告1番目は1ページから5ページです。令和4年度長崎県西九州自動車道建設促進期成会臨時総会が、書面による開催となりました。議事として、規約の一部改正について、規約第6条第2項の顧問について、顧問を国会議員に限定しないように、顧問については会長が委嘱するという改定が提案され、書面による全会一致と承認されました。

2番目は、資料7ページから13ページです。令和4年度松浦鉄道自治体連絡協議会臨時総会です。令和4年11月4日佐世保市役所5階庁議室にて開催され、報告事項として総会における疑義への回答について報告がありました。

内容としては、コロナの影響等に対する支援に関する松浦鉄道自治体連絡協議会会則との整合について、2番目として、松浦鉄道営業キロ数と負担指数算定におけるキロ数の相違について、3番目として、自治体負担指数の設定および使用の経緯についての3件について報告がありました。

議事として、第1号議案令和4年度新型コロナウイルス感染症の影響等に対する持続化支援について、コロナ禍にあっても安定的かつ持続的な運行を行うため、必要な運行経費として支援を行うということで、9,300万円の支援を行うということが提案されました。10ページの案第1のとおり、各自治体における支援額について、原案のとおり可決されました。その他、伊万里市松浦鉄道駅名標等リニューアルガバメントクラウドファンディングの実施についての報告がありました。

3番目は、資料15ページから16ページです。長崎県町村議会議長会県選出国会議員への陳情です。令和4年11月9日に参議院・衆議院会館において、県内8町議会の議長と合同で陳情を行いました。

4番目に、資料17ページから24ページです。第66回町村議会議長全国大会です。令和4年11月9日にNHKホールで開催され、全国の町村議長が出席しております。

議事として、新型コロナウイルス感染症対策及び経済対策等に関する特別要望が1件、令和5年度国の予算編成及び施策に関する要望37件、決議が28件、特別決議として、地方議会の位置付けを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求めるもの、新型コロナウイルス感染症対策及び経済対策等に関するもの、東日本大震災等の大規模自然災害からの復興及び災害対策に関するもの、3件の特別決議はそれぞれ採択されております。

また、特別講演として、「最新の国際情勢と日本経済に与える影響」と題し、外交政策研究所代表宮家邦彦氏による講演がっております。

5番目として、資料25ページから34ページです。令和4年度長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の意見交換会が、令和4年11月11日長崎県国保会館6階会議室にて開催されました。

意見交換の前に、事務局より制度改正の背景や経緯、広域連合の取り組みなどの説明がありました。説明後、広域連合議員との意見交換会が実施されております。

6番目に資料35ページから40ページです。西九州自動車道建設促進大会（東京大会）が令和4年11月17日東京グリーンパレスにおいて、西九州自動車道建設促進協議会会員、西九州自動車道建設促進期成会会員、長崎県西九州自動車道建設促進期成会会員の参加のもと、地元選出国会議員、国土交通省政務官、西日本高速道路株式会社執行役員を来賓にお迎えし、開催されております。

大会では、国土交通省、西日本高速道路株式会社よりそれぞれ事業の概要について説明を受

けております。

また、36ページにありますように、大会決議が満場一致で承認され、最後に参加者全員でがんばろう三唱が行われております。

次に、議員派遣結果を報告します。諸般の報告の資料の2です。

1番目は、長崎県知事、長崎県議会議長への要望活動です。令和4年10月6日に長崎県庁にて行われ、佐々町の要望書提出のため、町長、副町長、理事、関係課長と共に正副議長が出席し、意見交換会を行いました。

2番目に、伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会による要望活動です。令和4年10月24日、福岡市国土交通省九州地方整備局において行われ、議長、産業建設文教委員会委員長、副委員長が出席しております。

3番目に、全国市町村国際文化研修所主催、令和4年度町村議会議員特別セミナーです。令和4年10月25日から26日の2日間、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所において開催され、議員の1名が出席しております。

4番目に、全国市町村国際文化研修所主催、令和4年度市町村議会議員研修2日間のコース、「議会改革を考える～先進地事例に学ぶ住民参加・情報公開」です。令和4年11月1日から2日の2日間です。滋賀県大津市全国市町村国際文化研修所において開催され、議員の1名が出席しております。

5番目に、伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会による地元選出国會議員、自民党、国土交通省、財務省への要望活動です。令和4年11月24日、25日に、衆議院・参議院議員会館、自民党本部、国土交通省、財務省において行われ、議長、産業建設文教委員会委員長、副委員長が出席しております。

6番目は、地元選出国會議員への要望活動です。令和4年11月29日に国土交通省、衆議院・参議院議員会館において、町長、副町長、建設課長と共に正副議長、議会運営委員長、総務厚生委員長、産業建設文教委員長が出席しました。地元選出国會議員と国土交通省に西九州自動車道の整備促進についての要望書を提出し、意見交換会を行いました。

今報告いたしました議長会議報告6件並びに議員派遣結果6件の関係資料は、議員控室に置いておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、日程第3、諸般の報告を終わります。

— 日程第4 行政報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、日程第4、行政報告に入ります。

5件の報告を町長からお願いいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、行政報告をさせていただきたいと思います。

まず、長崎県知事及び長崎県議会議長への要望活動についてでございます。

報告事項の1つ目でございますけど、要望活動についてでございますけど、10月6日に本町が抱える課題につきまして、長崎県知事及び県議会議長に対しまして町長、議長の連名による要望書を提出させていただきました。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、最少人数での要望活動となりましたので、町議会からは淡田議長、平田副議長に御出席をいただき、12項目の内容につきまして、要望書を提出させていただいたところでございます。

このうち重点要望項目としまして、地すべり対策についてと西九州自動車道の整備促進についての2項目に対しまして、知事から回答をいただいたところでございます。

地すべり対策については、農地の地すべり防止区域内の調査と対策工事は、地域住民の安全安心を確保するという観点から極めて重要であると考えている。町と県が一体となって取り組む必要があると認識しているので、県としても頑張っていきたいと考えている。町にも協力をお願いをしたいという内容でございました。

西九州自動車道の整備促進については、松浦佐々道路については、松浦市側からトンネルや橋梁の工事など鋭意進められており、今年度当初予算では過去最大の予算が配分され、今後より一層の事業進捗を図れるものと期待している。沿線3県の関係自治体による大会、県内での促進大会など、引き続き道路関係予算の確保、西九州自動車道の早期完成、4車線化への地域の思いを皆様と一緒に国に要望していきたいと考えているので、今後とも連携をしていきたいという回答の内容でございました。

そのほか要望項目についても対応を検討したいとのことでございました。

その後、県議会議長から地すべり対策については、県議会としても予算確保についてしっかりと対応していきたいと思っている。西九州自動車道の整備促進については、道路は地域の活性化として非常に大事である、国の予算確保に向けて県議会も協力をしていきたいという回答をいただきました。

その他の要望についても地元県議の意見を聞きながら、議会としてもしっかりと対応させていただきたいということでございました。

以上のような要望活動でございましたが、今後も継続して県知事及び県議会議長への要望活動を行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、2番目の項目でございます。令和4年度の松浦鉄道自治体連絡協議会の臨時総会の件でございます。

令和4年度の松浦鉄道自治体連絡協議会の臨時総会の件についてでございますけど、先ほど議長からもありましたように、11月4日佐世保市役所において開催されました。出席者は、4市2町の執行部と議会の代表者、長崎県、佐賀県の関係者が出席されておるわけでございます。

決議事項につきましては、第1号議案としまして、松浦鉄道株式会社に対する持続化の支援について協議が行われました。さきの9月定例会でも報告をしていたとおり、8月16日に開催されました総会において、コロナ禍の影響によりまして、令和4年度においても旅客運営収入が元どおりに戻らないこと、また、原油価格の高騰の影響もありまして、昨年度、一昨年度同様、沿線自治体による支援について協議をお願いしたいと松浦鉄道から要望がございました。

本件につきましては、一部の出席者から負担割合などに対する意見がありまして、再度幹事会で協議されることになっておりました。

臨時総会では、先の総会におきまして提案された従来から使われている負担割合を用いて算出した案1、それから、燃費の価格の高騰分に自治体ごとの列車の走行キロ数を用いて算出した案2が提案をされました。議案の内容の説明後、料金及び各市町長の意見が聴取され、多数が案の1ということをサポートするというので、案1を算出根拠として支援を行うことが決定されました。

この結果、本町の支援額の目安については343万円となり、今定例会の補正予算に計上させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、総会の資料につきましては、議員控室に置かせていただいておりますので、御参照いただければと思っております。

次に、報告3号でございます。令和4年11月17日に東京都千代田区のホテルニューオータニにおきまして、令和4年度の全国町村長大会が開催されました。

今回は3年ぶりに全国町村長を対象とした大会となりまして、各都道府県の町村長が出席をいたしました。

来賓としまして、栗生内閣官房副長官をはじめ細田衆議院議長、長浜参議院副議長、寺田総務大臣、和田内閣府副大臣、野村農林水産大臣、茂木自由民主党幹事長、南雲全国町村会議長の会長や国会議員の皆様全体で1,200名の出席となりました。

初めに、荒木泰臣全国町村長会長（熊本県嘉島町長）から相互の連携を一層強固にしながら、課題を一致団結して積極果敢に相互連携を取り組みながら取り組んでいきたいとの挨拶がございました。

次に、来賓挨拶に栗生内閣官房副長官から町村長の意見に耳を傾け、よく連携して、政策を一つ一つ丁寧に実行していきたいとの挨拶がありました。引き続き来賓の方々の挨拶があり、議事に入りました。

大会議事では、町村が自主的・自立的に様々な政策を展開するとともに、災害や感染症に強く、持続可能な活力ある地域を創生し得よう17件の決議が採択されました。

また、全国的な防災・減災対策、国土強靱化の推進に係る緊急決議、新型コロナウイルス感染症対策の充実強化と地域経済の再生に関する特別決議なども採択されました。

さらに、各省庁への要望活動としまして、大規模な震災、豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策、国土強靱化の強化など35項目が採択されました。

これらの事項を実現するために実行行動、地元選出の国会議員や政府に適宜有効な方法で行動を行うということで、陳情活動を行いました。

大会終了後、長崎県町村会としましては、これを取りまとめた県内の各町村の国への要望事項を、各省庁、県選出国会議員への提出を行いました。

大会資料につきましては議員控室へ置いておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、行政報告事項の4番でございます。令和4年度第1回西九州させば広域都市圏協議会についてでございます。

令和4年度の第1回の西九州させば広域都市圏協議会についてでございますが、11月22日にアルカスSASEBOにおいて開催されました。協議会には、12の構成市町から2名の代理を含む12市町長が出席されまして、またオブザーバーとして県北振興局長が出席されました。

議事では、1つ目に中間評価結果、それから事業検討結果について説明がありました。中間の評価結果については、一部新型コロナウイルスの影響によりまして進捗していない事業があるものの、全46事業のうち55%に当たる25事業が高い評価を得ているとのことで、今後の事業の検討結果については、全46事業のうち拡大・拡充が4事業、維持・持続が42事業、縮小・中止がゼロ事業だったという報告がありました。

2つ目は連携事業への新規参画についてで、説明がありました。障がいの福祉サービスの充実事業につきましては、東彼杵町、川棚町、波佐見町が、療育機能の改善事業につきましては、波佐見町が新規参画を希望しているということが報告なされまして、参画までの今後の手続について説明がありました。

3つ目は連携事業の拡充内容について、特定の複合の観光施設、IRの誘致推進、それから広域圏のサポーターの創出の2つの事業について説明がありました。

IR誘致推進につきましては、事業実施体制がされ、KYUSHUリゾーツジャパン株式会社が運営主体となったことや、年内もしくは年度内に審査結果が判明するのではないかという報告がなされました。

広域圏サポーターの創出につきましては、これまでの取り組みの変遷、それから令和5年度に予定している情報発信の強化、ワーケーションツアーなどの充実など、拡大の内容について説明がありました。

最後に、令和4年度中に予定されています現ビジョンの変更、令和5年度に予定されている

第2期ビジョン策定のスケジュールについて説明がありました。

令和4年度については、令和5年の2月から3月にかけて第2回の協議会を開催する予定でありまして、現ビジョンの変更案について審議がなされる予定であるということでございました。

令和5年度については、3回の協議会の予定がなされておりまして、第1期ビジョンの総括、第2期のビジョンの案についての審議がなされる予定になっております。

詳しい内容につきましては、協議会の資料を配付させておりますので、御覧いただければと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

続きましての行政報告でございます。新型コロナウイルス感染症の対応についてでございます。

新型コロナウイルス感染症につきまして御報告をさせていただきたいと思っております。長崎県における新型コロナウイルス感染症については、10月下旬から増加傾向が続いております。全国的に感染拡大する中で、長崎県の感染状況は今後も増加傾向で推移するのではないかと予想されていることから、11月24日から感染段階がレベル2の1に引き上げられ、警戒警報が発令されているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の第8波に入ったとの見方が広がりまして、年末年始、さらなる感染拡大やインフルエンザ等の同時流行も懸念されているところでございます。

感染者の公表につきましては、9月1日の県知事会見において、全数把握の見直しを今後の対策として示されました。オミクロン株による感染者の急増によりまして、全ての感染者の発生動向を把握することや分析することは、県としても限界となりまして、対策を医療の重症化リスクのある人に重点を移すことにしたわけでございます。

そのため、長崎県では9月10日の公表分から、医療機関からの感染者数の届出は65歳以上の方や入院が必要な方、妊婦さんなど重症化リスクが高い人を限定にしておるわけでございます。

よって、重症化リスクの高い人以外は、医療機関及び陽性者判断センターから感染者の総数と年代のみの県への報告となっております。住所などのそのほかの報告はありません。そのため、市町ごとの公表数は、発生届が出された感染者数のみとなるため、本町としましても全数でない人数の公表は意味が果たさないと考えております。

県の市町ごとの公表者数は微増ではありますが、町内では若い方の感染が拡大している傾向もありますので、町民の皆様、また今後も感染対策の徹底に御協力をいただければと思っております。

現段階の感染対策としましては、基本的な感染防止対策に加えまして、コロナワクチン接種及びインフルエンザのワクチン接種の協力、感染不安やそれから発熱などの症状があるときの自主的な検査とか、医療機関への相談などが県下での取り組みとなっております。全ての方に基本的な感染対策を徹底していただくとともに、感染、発症、重症化予防のために、できるだけワクチン接種をしていただくことが重要だと考えております。

9月に補正予算で可決いただきましたオミクロン株のワクチン接種の状況につきまして、初回の1回目、2回目接種を完了した12歳以上の全ての方を対象としまして、10月1日から医療機関での個別接種を開始しております。集団接種につきましては、10月22日から町内の医療機関の御協力のもとに開始いたしまして、今も順調に進んでいるところでございます。この場をお借りいたしまして、改めて医療関係の皆様方の御協力に感謝を申し上げたいと思っております。

現在1,900名ほどの方が5回目の接種が済まれておりまして、5歳から11歳までの小児の方の接種者数は160名ほど、ゼロ歳から4歳までの乳幼児の方も数名接種を済まされているということでございます。

このワクチンは、従来型ワクチンと比較して持続期間が短い可能性があると言われております。

が、従来型を上回る重症化予防があるわけですので、感染予防対策や炎症の予防効果が期待されているところでございます。年末年始で移動が多い方、受験やそれから就職を控えている若い方、重症化リスクが高い高齢者の皆様には、積極的に接種を御検討いただきますようお願いをします。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して行ってきた今年度の事業について、改めて概要を報告いたします。

まずは、感染対策といたしまして、教育施設、福祉センターなど公共施設の利用者向けの消毒液、ペーパータオルなどの購入や空気清浄機等の整備を行っております。また、PCR、それから抗原検査費の助成についても、昨年度に引き続き実施をしているところでございます。

接触機会の軽減対策といたしまして、リモートやデジタル化の事業でございますが、キャッシュレス決済の導入、指定避難所への無線LANの整備、ウェブ会議の環境の整備、オンラインの施設貸出しや図書貸出しができるシステムの構築を進めているところでございます。そして、この中のキャッシュレス決済につきましては、既に10月から運用を開始しているところでございます。

生活支援、価格高騰の支援といたしましては、学校への給食費の支援、保育園等の副食費等の支援、価格高騰した肥料・飼料の農家への支援、全世帯を対象としました生活応援商品券発行事業を行っております。

商品券事業の状況についてでございますけど、3,000円の商品券の配布につきましては、換金率が約8割となっております。25%のプレミアムをつけた商品券の販売につきましては、販売実績が約5割となっているところでございます。25%のプレミアムをつけた商品券につきましては、既に販売を終了しておりますが、残った商品券につきましては、12月の18日曜日、文化会館におきまして、お1人様10セットまで購入可能ということで、追加販売を行うこととしております。

最後に、今回補正予算として提案させていただいております事業でございますが、感染対策としまして、町内の医療機関や高齢者施設などに対する検査キットの配布を行いたいと思っております。

また、価格高騰支援といたしまして、医療機関、介護施設、障害者福祉施設、私立保育園等の電気代の高騰分の支援、そして、コロナ禍の安定した運行収入が確保できていない松浦鉄道への支援、さらに、住民の皆様への生活応援といたしまして、1人当たり3,000円的生活応援商品券を、再度配布をしたいと考えているところでございます。

事業の詳細につきましては、補正予算の中で説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上が新型コロナウイルス感染症の対応についての報告となります。どうぞよろしくお願申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから、報告に対する質疑を行います。質疑、ないでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。

以上で、日程第4、行政報告を終わります。

— 日程第5 委員会報告 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第5、委員会報告に入ります。

まず、総務厚生委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。
6番。

（総務厚生委員長 阿部 豊君 登壇）

総務厚生委員長（阿部 豊 君）

6番、阿部豊でございます。私のほうから、総務厚生委員会の委員会報告をさせていただきます。

令和4年11月25日の金曜日、出席人数は5名でございます。全員出席です。

所管事務調査としまして、条例等について2件、その他報告5件を受けております。各項目ごと、順次報告していきたいと思っております。

まず、所管事務調査、条例等についての1件目、職員の定年等に関する条例等の一部改正について、総務課案件でございます。

国家公務員と同様に、定年退職の年齢60歳が令和5年度から2か年度ごとに1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年度に65歳となる。病院等の医師は国家公務員法を準拠し、条例で特定定年を定める。現在が65歳ということでございますが、来年、令和5年4月から70歳に改定予定。

関連条例としまして、まず、新規制定3件、公益的法人等への職員の派遣に関する条例、第79号案件でございます。

次に、職員の降給に関する条例、今回の議案第80号議案でございます。

3件目、職員の高齢者部分休業に関する条例、第81号議案関係でございます。

次に、廃止条例1件、佐々町職員の再任用に関する条例、議案第83号議案案件でございます。

改正としまして10件。まずは、職員の給与に関する条例、第78号議案と職員の定年等に関する条例、議案第82号議案、この議案に職員の勤務時間、休暇等に関する条例等8件の議案を含み上程するという内容でございました。

また、先ほど新規制定の公益的法人等への職員の派遣に関する条例と、職員の降給に関する条例もあわせて制定後、この定年等に関する条例で改正を行う予定であるということでございます。

ポイントとしまして、役職定年等の導入と管理監督職は原則非管理監督職に降任し、非管理監督職は現行の職務であると。

また、条例に定める特例の管理監督職9条第1項が4号まであり、これがそのまま管理職で勤務できるような条項もあるということでございます。

委員から、定年延長による降給は、分限の降給とは別なのかの確認。また、公益法人への派遣はどのような想定で条例を制定されるのか。また、役職定年と会計年度任用職員との事務分掌、業務がうまくいくのか。また、退職金の支給率及び支給時期について確認。定年延長に伴う定数及び新規採用計画。また、条例に定める特例の管理職はいかにどの等々の確認が行われております。

委員会としましては、内容について確認しております。今回の定例会で議案として提案予定されており、各委員へ十分な検討をお願いし、終了しております。

2件目、職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。

8月の人事院勧告、10月に長崎県人事委員会勧告を踏まえ給与の改定を行いたいという内容

でございました。民間給与との格差を踏まえ、若年層を中心に置いた俸給表の水準を上げ、人事院勧告に準じ行いたいと。

給与表につきましては平均改定率0.3%、一般職試験（大卒程度）に係る初任給の3,000円引上げ、一般職試験（高卒者）に係る初任給を4,000円引上げ、これを踏まえ、30代半ばまでの職員が在級する俸給について所要の改定を行うという内容でございます。1級20名、2級13名、3級14名、改正対象者が47名ということでございました。

あわせて、医療職給料表4名、現業職給料表2名についても、行政職給料表との均衡を基本に、勧告に準じ改定を行う予定の説明でございました。

また、今回勤勉手当を0.1月分改定ということで、期末手当の改定はなしということでございます。

委員から、労使交渉の確認がっておりますが、執行部側から労使交渉が完了した説明を受けております。

委員会としましては、内容についてを確認、今定例会で提案予定されており、各委員へ十分な検討をお願いし終了しております。

続きまして、その他報告として5件受けております。順次、項目ごとに説明いたします。報告させていただきます。

まず、1件目、防火水槽用地（木場地区）の取得について、総務課案件でございます。

既設防火水槽が農地の一部にあり、今般、所有者から寄附の申し出がありました。よって、分筆費用について補正予算を計上したいという内容でございます。

2件目、佐々クリーンセンター基幹的設備改良工事事業者選定に係る進捗状況について、保険環境課案件でございます。

この案件につきましては、12月7日の臨時議会において報告しておりますので、内容については割愛させていただきます。

3件目、佐々町し尿等前処理施設建設工事事業者選定に係る進捗状況について、保険環境課・水道課案件でございます。

報告内容としましては、公募による総合評価一般競争入札で実施をすると。参加受付期間中の8月8日から17日までの間、3者の受付を行われましたが、うち1者について辞退の申し出があった。辞退理由としましては、物価の上昇、入札価格の内部（本社）承認ができなかったということでございますとの説明でございました。結果、2者の総合評価審査委員会の審査の報告を受けております。1者に決定したという報告を受けております。

また、技術や内容の詳細の説明を受けております。無希釈及び希釈投入設備の併設等の内容でございました。

今後のスケジュールの説明、実施設計業務が令和4年11月末から令和5年7月中旬以降、もろもろ終わって、完了の試運転が令和6年9月上旬から令和6年10月の末の予定のスケジュールの説明を受けております。

続きまして、4件目、医療機関、介護施設、障がい者施設への新型コロナウイルス検査キット配布事業についてということで、多世代包括支援センターより報告を受けております。

先ほど来より、行政報告がありました内容とかぶりますが、第8波流行が懸念されており、医療機関等への職員を対象とした検査キット配布を行い、感染症支援体制強化を図りたいという内容でございます。医療機関20施設、介護施設9事業所、障がい者施設27事業所、職員1人5回分を想定し、950人分の内容でございます。

財源につきましては、地方創生新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金（10分の10）を活用したいという内容でございました。今定例議会の補正予算に計上を予定ということでございます。

続きまして、5番目、原油価格・物価高騰緊急支援事業について、住民福祉課、多世代包括

支援センター、企画商工課、案件でございます。

まず、企画商工課としましては、2件、松浦鉄道持続化支援金、先ほど報告がありました令和4年11月4日、松浦鉄道自治体連絡協議会臨時総会で承認された内容の補正を行いたいと。343万円でございます。

次に、2件目、生活応援商品券事業、食料品等価格高騰に苦しむ生活者支援のため、これも住民1人当たり3,000円の商品券の配布事業ということで、約5,000万を予定していると。また、今報告しましたのは12月補正予定で、あわせて、未販売の生活応援券の追加販売も12月中旬に予定をされているという内容でございます。

続きまして、住民福祉課、案件でございます。

2件、介護サービス施設等原油価格・物価高騰緊急支援交付金391万6,000円でございます。電気代支援、ガソリン代支援。

2件目、私立保育園等原油価格・物価高騰緊急支援交付金149万7,000円、電気代の支援ということで、詳細につきましては補正予算で説明があると思いますので、この場での説明は割愛させていただきます。

最後に、多世代包括支援センターより2件。

1件目、障害福祉サービス施設等原油価格・物価高騰緊急支援交付金369万円、電気代支援、ガソリン代支援。

次に、2件目、医療機関等原油価格・物価高騰緊急支援交付金、電気代支援でございます。詳細につきましては、補正の際に説明があると思いますので、この場での説明は割愛させていただきます。

以上でございます。

（総務厚生委員長 阿部 豊君 降壇）

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、産業建設文教委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。5番。

（産業建設文教委員長 長谷川 忠君 登壇）

産業建設文教委員長（長谷川 忠 君）

5番、長谷川です。産業建設文教委員会の所管事務調査の概要について報告をさせていただきます。

開催日時は令和4年11月14日月曜日10時よりです。場所は佐々町役場3階第2会議室です。出席委員は全員出席5名でした。会議概要は5項目の案件について所管事務調査を行い、9項目のその他報告を受けました。

案件、所管事務調査（1）まちづくりについて、建設課。

1、町道認定変更について、町道川尻線。平成27年に神田町内会長を代表に川尻線延伸の要望があっております。現状は、道路の幅員も狭く行き止まりになっており、延伸約70メートルを整備延長することによって、町道神田線に接続することができます。また、土地については無償で寄附をすると、町内会で意見を集約して要望書の提出があっておりますとの説明を受けました。

委員から、町道認定を求める声は町内各所にあると思いますが、今回この町道認定を優先した理由と地域の要望に対して、総合的に判断する基準はあるのかとの説明がありました。

町長より、救急車とか消防自動車が入る箇所は優先的に取り組んでいかなければならない。

今後、基準を検討し、優先順位等を決めながら順次やっていきたいと考えていますとのことでした。この案件については、12月定例会で提案があるとの予定です。

（2）幼児・学校・社会教育及び整備について、教育委員会。

1、学校施設のバリアフリー化について、8月の委員会で説明した内容と、9月議会に提出した補正予算の内容が相違していたため、改めて説明が行われた。

相違の経緯は、バリアフリー化工事について、緊急防災・減災事業債、起債充当率100%、交付税措置70%の活用ができないか県に確認したところ、バリアフリー化工事のうちエレベーターについて、緊急防災・減災事業債の活用ができないとの回答がありました。それに伴い、財源的にも厳しいことから、今年度はエレベーターに係る実施設計を取りやめ、佐々中学校のスロープ等のみの実施設計を行うとし、令和5年度以降に、中学校バリアフリー化工事、その他バリアフリー化対策を行っていききたいとの説明を受けました。

委員から、エレベーターについては、県からの緊急防災・減災事業債は使えないとの回答でしたが、エレベーター以外のバリアフリー化対策事業について該当するのかと確認がありました。

教育次長から、本町ではスロープ等については該当しますとの回答があったと報告を受けました。

（3）条例等について、農林水産課。

1、佐々町営農飲雑用水施設の条例を廃止する条例について。

この案件につきましては、資料や説明が不足しているため、11月21日月曜に再度調査となった。

（4）上下水道事業について、水道課。

1、継続費の進捗状況及び事業の繰越について。

継続費の調査状況について、令和元年度から令和4年度までの4か年で37工事、総額約10億8,900万円で計画をしており、計画額ベースで94.39%の進捗であるとの説明を受けました。また、事業の繰越について、2つの工事の繰越を予定しているとの説明も受けました。

1つ目は、新平野配水池築造工事（その3）で、繰越理由は、新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻等による納品の遅れにより、納期の不透明化のためとのことでした。

2つ目は、堅山地区配水管更新工事（その2）で、繰越理由は、近接する他課工事との調整が必要となり、年内完成が見込めないためとの説明を受けました。

2、佐々町し尿等前処理施設建設工事事業者選定に係る進捗状況について。

8月4日の当委員会での進捗状況説明後の進捗説明で、入札参加資格確認等の提出受付期間に3者の提出を受けました。8月23日に参加資格を有する旨の通知書を出し、9月上旬には浄化管理センターにて現地説明会を行い、10月11日に見積設計図書等の提出を受けました。10月21日に1者から辞退の申し出を受け付け、10月25日に2者によるプレゼンテーションを実施しました。予定として、当委員会への報告後、11月18日より前に、し尿等前処理施設建設工事事業者の公表を考えている。また、実施設計におおむね8か月、準備工も含めた土木建設工事におおむね14か月程度を見込んでおり、実際に現場入りは令和5年7月頃になるとの説明を受けました。

この案件は、当委員会としては、内容を確認し継続調査としました。

5、事業の進捗状況について、全課。

投資的事業の進捗状況調査について、各課から説明を受けました。

その他報告事項。1、旧農業集落排水施設機器撤去工事について、水道課。

当初予算に計上し、財源として企業債を計画していたが、適債性が認められなかったことから、今年度の事業見送りを決定した経緯についての報告を受けました。

2、町道防護柵点検結果について、建設課。

佐世保市で起きた転落事故を受け、町道の防護柵の点検を行った結果、5か所を緊急的に工事を行いたいとの報告を受けました。

3、ため池劣化状況評価業務について、農林水産課。

県の整備計画変更が生じたため、5か所のため池劣化状況評価を追加するため、今後のスケジュール等についての説明を受けたが、11月21日に再度報告となりました。

4、佐々駅舎テナント募集について、企画商工課。

佐々駅舎1階のテナント募集について、報告説明を受けました。早ければ来年4月からの使用許可を予定しているとのことでした。

5、地域おこし協力隊に関する事後検証結果について、企画商工課より。

これまで採用してきた地域おこし協力隊員が本町に定着しなかった理由について、アンケート調査を行った結果の報告を受けました。本年度、採用を検討しているので活かしていきたいとのことでした。

6、生活応援商品券の販売状況及び再販売の予定について、企画商工課より。

生活応援商品券の販売状況は、6万セットのうち2万6,825セット販売しており、売れ残った商品券の再販売の予定について説明を受けました。

7、羽ばたけ若者人材育成奨学金の拡充について、教育委員会。

当初予算で、支給対象を3人から7人に増員した本奨学金について、対象要件拡充内容の説明を受けました。

8、部活動の地域移行について、教育委員会。

部活動の地域移行に向けた背景と経緯等、それに対する本町の今後の対応について説明を受けました。

9、教育委員会の行事予定について、教育委員会。

二十歳のつどい、ジョギングフェスティバルの今年度の実施予定についての説明を受けました。

これが11月14日の分で、2回開催しておりますので、2回目が11月21日月曜日行っております。出席者は全員出席でした。

会議概要は、調査内容は、11月14日の所管事務調査の継続調査案件を含めた条例等について2件と、2項目のその他報告を受けました。

案件、所管事務調査。

(1) 条例等について、農林水産課。1、佐々町営農飲雑用水施設条例を廃止する条例について。

角山地区は、この施設が整備される前は、湧水や井戸を生活用水・営農用水として活用されていきました。度重なる渇水期による水不足の問題にて、平成4年度に施設が建設され、平成5年2月から供用開始、全体の整備費用は7,098万9,000円となっております。

財源の内訳は、国庫50%、県20%の補助で、残りが一般財源にて町が負担となっております。

平成6年度に、佐世保市、県北地域一帯が大規模な渇水期となり、ため池からの水を引き上げて水を作ることができない実態に陥り、水道課に相談をし、大岳配水池から角山配水池に水を引っ張ってくる管工事を実施し、各世帯の水の供給を行いました。平成12年度3月31日、角山地区水道事業を廃止し水道事業と統合、それから20年間廃止せず現在に至った要因は、施設整備が平成4年度で、補助金適正化法の関係で8年間は廃止ができなかったということです。それにより、本題の条例を廃止する時期が今に至ったと説明を受けました。

委員から、営農飲雑用水施設の定義についての説明確認がありました。

農林水産課課長補佐。営農用水の用途は、家畜用水・トラクター等の機械洗浄用水、果樹園等の防除用水で、補助事業としての農林水産省所管の中山間地域農村活性化総合整備事業費の補助金を活用した、このエリアの生活環境を上げるための水道施設として整備されるものと

の説明を受けました。

（1）条例等について、総務課。2、職員の定年等に関する条例等の一部改正について。

総務厚生委員会の案件であります。当委員会にも関連して、水道事業会計職員の定年制度に関係があるので説明を受けました。国家公務員の定年が令和5年度から令和13年度にかけて、段階的に65歳まで引き上げられることを踏まえ、地方公務員の定年についても国家公務員と同様に、2年に1歳ずつ60歳から65歳までの段階的に引き上げる必要があり、このため関連する佐々町水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例についての整備が必要となり、概要についての説明がありました。

委員から、役職定年制度について、給料月額7割になるのは制度上で問題が多いのではないかとの確認がありました。

総務理事から最終的には65歳まで、民間は今70歳とされていますので、人件費を抑えながらも、年金接続をさせようとのことで制度は整理されていると思われるとの説明を受けました。

その他報告。（1）ため池劣化状況評価業務について、農林水産課。

14日の委員会を踏まえ、改めて報告を受けました。佐々町に38か所のため池が防災重点ため池として定められて、大雨や地震によって堤体が決壊した場合に、下流域に甚大な被害を生じるため池を、長崎県が指定をしているため池です。

今回、県の整備計画変更が生じたため、5か所のため池劣化状況評価を追加するため、今後のスケジュール等については、評価業務自体が満水調査と落水調査が必要となり、調査を行う上で、12か月程度を要するため、12月定例会で補正をお願いし、7ため池につきましても繰越を行いたいとの説明を受けました。

（2）地方創生臨時交付金事業について。住民福祉課、多世代包括支援センター、企画商工課。

企画商工課長から、国の予備費での措置により、新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が措置されることになったことの説明を受けました。

続いて、6項目の事業について、住民福祉課、多世代包括支援センター、企画商工課から報告を受けました。

以上です。

（産業建設文教委員長 長谷川 忠君 降壇）

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、議会運営委員会所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。
9番。

（議会運営委員長 須藤 敏規 君 登壇）

議会運営委員長（須藤 敏規 君）

議会運営委員会から報告します。令和4年11月28日月曜日午前10時から庁舎内の第1会議室で、全員出席のもと事務調査を行いました。

案件といたしましては、議長の諮問に関する事項についてということで、佐々町政治倫理条例の見直しについて。経過といたしましては、令和4年10月12日に全員協議会の中で、議員が守るべき政治倫理と題してオンライン研修を受けたところであります。同じ日に佐々町政治倫理条例の運用について、議会運営委員会での条例の調査研究を行うことが決定をされました。

それを踏まえまして行ったわけですが、佐々町議会議員の政治倫理に関する検討を行ない、議会運営委員会の取りまとめを行って、議長に報告する運びとなるわけです。

参考として、県内8議会の条例の制定状況と各町議会の倫理条例を配布されております。休憩を取りまして、各委員からの意見を取りまとめました。再開いたしまして、各委員会の意見を取りまとめ、現行条例の中の6つの条文について調査研究を行うこととしました。

1つ、第4条 資産報告書の提出義務等、第5条 資産報告書、第6条 政治倫理審査会の設置、第7条 資産報告書の審査、第9条 町民の調査請求権、6つ、第15条の町の公共事業の契約に対する遵守事項ということにしました。

意見として、次の改選の1年前ぐらいまでには、立候補者が立候補しようとする意欲を前向きにさせるためにも、検討してもらえよう状況をつくるべきではないかという意見が出されております。

執行との調整も必要となりますので、事務局で整理をお願いして、次回、来年ですが、第2回目の委員会を開くことといたしました。

お手元にお配りしております議会運営委員会の報告を御一読いただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

（議会運営委員長 須藤 敏規 君 降壇）

議長（淡田 邦夫 君）

次に、タブレット端末導入調査特別委員会の特別委員会調査の報告を委員長からお願いいたします。

2番。

（タブレット端末導入調査特別委員長 川副 剛 君 登壇）

タブレット端末導入調査特別委員長（川副 剛 君）

2番、川副剛です。タブレット端末導入調査特別委員会について特別委員会調査を行いましたので、その概要を報告いたします。

本委員会の委員は、川副、横田議員、永田議員、長谷川議員、橋本議員の5名です。私、川副が委員長を仰せつかり、副委員長を横田議員ということで構成しております。

特別委員会調査を10月19日水曜日に開催しました。

案件として、今後の進め方について調査を行いました。

はじめにタブレット端末の導入の目的についてということで、1、議会運営の効率化・迅速化。2、議会の活性化・議員の資質向上。3、危機管理体制の強化を目的とすることを確認しました。

それから、委員会での検討項目と導入までのスケジュールの確認を行いました。

委員から、本町でのタブレット導入前に、既に先駆けてタブレットを導入している先進自治体に視察研修を行うことが提案され、研修先は、ことし2月に導入されたばかりの波佐見町議会と平成30年に導入し新機種を令和5年に購入予定の佐世保市議会の2か所に決定しました。

次に、11月10日に波佐見町議会、11月15日に佐世保市議会への先進地視察研修を実施しました。

2か所の視察研修を終えての所感ですが、波佐見町議会、佐世保市議会ともにタブレットを導入し、行政業務の効率化を図っておりました。

本町においても、議会、議会事務局執行部、庁舎全体での総括的な意識改革を進めることが必要であり、タブレットに限らずデジタル技術を導入し、事務の効率化を図ることが重要であ

ると感じました。

次に、12月5日月曜日に特別委員会調査を開催しました。

案件として、タブレット端末導入に関する調査について。1、先進地視察研修を終えての意見交換。2、タブレット端末導入にかかる機種等の検討を行いました。

所見を踏まえた総括ですが、タブレット導入が議会活動の効率化、利便性に寄与しており、庁舎全体で見ても費用対効果が十分あり、導入メリットが大きい。ひいては、住民の利便向上につながるということで、早急に導入することを結論づけました。

機種においては、iPadのWi-Fiセルラーモデル、画面サイズは12.9インチ、付属品はタッチペン、タブレット専用カバー、画面保護フィルムを導入。また、連絡ツールとしてのアプリやペーパーレス会議システムについても導入するというので、今後進めていくことを確認しました。

今後のスケジュールとしまして、令和5年度本格導入をめどに、運用基準、会議規則の改正を含めた運用に向けてのルールづくりに努めてまいります。

以上、報告を終わります。

（タブレット端末導入調査特別委員長 川副 剛 君 降壇）

議長（淡田 邦夫 君）

以上で、委員長からの報告が終わりました。

以上で、日程第5、委員会報告を終わります。

しばらく休憩といたします。

（11時14分 休憩）

（11時24分 再開）

— 日程第6 一般質問（阿部豊議員） —

議長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、一般質問を行います。

それでは、質問通告書の順で発言を許可します。

一問一答方式により、6番、阿部豊議員の発言を許可します。

6番。

6番（阿部 豊 君）

6番、阿部豊でございます。議長の許可を得ましたので、質問通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。時間もないようですので、簡潔明瞭にいきたいと思いますので、執行部の御協力をよろしくお願い申し上げます。

今回、2件、私は質問事項をあげております。

まず、子ども子育て支援について、2点目が会計年度任用職員等の処遇改善、雇用安定についてというテーマで2件あげさせていただいております。

まず、1件目からいきたいと思います。

子ども子育て支援についてということで、質問の要旨としまして、令和3年7月定例会一般質問において継続質問とした、1公立保育園堅持についての再質問としております。

私は、1公立保育園堅持という内容は、いわゆる佐々町の民間と公立のバランス、協働とい

う部分について、現状、非常にうまく機能しているのではないかという考えを持っております。その中で、令和3年7月28日に一般質問をさせていただきました。町長の答弁としまして、令和元年度策定した第2期の子ども子育て支援事業の計画の中で、策定委員会の、全国的に公立保育園の減少する中で、改めて公立保育園の存在意義が問われているという答弁がっております。

また、いわゆる対応が難しい子どもさんたちや配慮をすべき子どもさんたちが増加していると。公立保育所が子ども・子育て支援施策が、ほかの園をリードする役割として、やはり公立保育所がそういった役割をしなければならないのではないかという答弁。また、県内の2町、時津町、長与町が1公立園堅持されていると。首長に聞くと、国のいろんなことを対応するには、やはり柔軟に対応できるのは公立が一番対応できるからというような答弁もっております。

しかし、残念ながら、その際、具体的な方針をお示しするという事はなかなか準備ができていないという答弁でございました。

続きまして、令和4年8月、1年後ですね。いわゆる令和4年7月28日、佐々町子ども・子育て会議から答申が出されております。

3項目ありますが、今回、関係する1項目、町立第二保育所の役割及び方向性についてという答申内容でございます。

内容の趣旨としましては、保幼小中連携はじめ、地域全体の保育の質の向上を目指し、将来を担う佐々町子どもたちの教育・保育事業を実施するため、町内の私立園と行政、関係機関が連携する中核的機能を持つ存在として、公立保育所を存続することが妥当であると考えているという答申内容でございます。

これを受け、町長の答弁としましては、公立で残せば、結局、補助事業、改築の場合等の補助事業が受けられない、財政的に厳しい、しばらく検討をさせていただきたいという答弁。1年前、検討が、1年後もまだ検討なんですよ。何のために諮問されたのか。この子ども・子育て会議のメンバーの方々が15名いらっちゃって、読ませていただきましたが、答申概要、答申内容、財政分析もされているんです。

第二保育所を民営化し、公立保育所がなくなることで、地方交付税、普通交付税が8,200万減となる試算も示され、民営化で検討するとしても、公立保育所廃止による支出の減と給付費の支出を考慮すると、町財政への影響額が3,300万、その財政負担の減をもって、町立保育所を民営化すべきという結論を出すことは、子どもへの財政負担を削っているという印象を与えかねません。また、民営化するとしても、その減となった財源の約3,300万をほかの子育て支援の予算に振り向けたとしても、公立保育所を持たない町が、町内の私立園に対して、保育の質の向上を図るために連携し事業を展開するとしても、私立への建学の精神といった、それぞれの園の方針に影響及ぼすような対応は望ましくないと、よく分析されていると。こういった状況を踏まえて、現状の町長の考えはいかに、まず1点目、質問したいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

この前も質問がありまして、もう1年も経ったということで、まだ何もやってないということで、お叱りを受けたわけでございます。

町立保育所につきまして、阿部議員も御存じのとおり、行政改革とか集中改革プランで、民間ができる場所は民間でということでお話がなされました。これは、私の記憶でございますけど、やはり策定にあたっては、議会の行政改革の特別委員会のほうも絡んでいるんじゃない

かと思っていますし、その中でも提言がなされているとは思っていますので、やはりこの我々としたら、これを重く受け止めて、今現在、民営化できるところは民営化ということでやっているところでございます。

しかしながら、先ほどお話がありましたように、いろんなこう、今現在の流れがあるわけで、時間が経過すると、少子化が強く叫ばれているということがありますし、それから結婚して、出産をして、子育てをするという女性の働き方のイメージも変わってきているということで、やはり社会環境の問題というのも指摘されているし、それから国も、子どもの問題ですか、子どもの問題につきましては、やはり政策とか取り組みがあとになっているということで、やはり国の真ん中に、社会に据えたという、据えるということで、来年の5月ですか、こども家庭庁を発足させるというお話もお聞きをしているところでございます。

やはりこうした流れもありまして、今年の、今、阿部議員がおっしゃったように、子ども・子育て会議の中で、町立保育所の在り方についてということで、答申が、意見があったということで、私もこの答申書を読んだわけでございますけど、やはりこれを私立保育園と行政とが連携を取りながら、中核的な機能を持つという保育所が必要で、公立保育所の存続が必要であるということは、私たちもそうお聞きをいたしました。その内容を読みました。

これは、あとどうするのかというのが、やはり私ども執行部の判断で決めなければならないわけでございますけど、やはり、今、議論をされている子どもの政策に関わる潮流というのを我が国の子どもの政策がどうなるのかというのが、こども家庭庁とかいろんなところで転換点が迎えるんじゃないかとも考えていますし、やはり公立として残して、最後の保育所ということもありますので、やはり現時点では、最終的な判断というのは、今は慎重にならざるを得ないのではないかと。やはり議会の答申もありますし、私の考えではそう思っていますけど、それもありますし、やはり行革の集中改革プランという行革もありますので、そこは十分よく考えながらやっていかなければならないと思っていますし、現時点でもう少し、社会の情勢というか変化を見極めながら、時間をいただいて、やはりしかるべき時期に最終的な判断をしなければならぬんじゃないかと考えておりますので、御理解をいただければと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）
6番。

6番（阿部 豊 君）

結局、今しばらくの時間的な余裕をという回答に終始されているのかと思います。

議会からというような発言がありましたが、行政改革当時の議員さん方は、その時代背景に合わせた考えを持って様々な検討をし、時代の流れが行革、人員削減、減らす、削減するのが良いというような見解で進めてきた。

保育所に限らず、行政改革の人員削減が今どのように総括されているかということ、小規模自治体はいわゆる疲弊して、いわゆるその、私は人材は財産だと思っています。マンパワーなくして、やはりうまく業務が回らないと思うんですよ。AI化等々今後進んでいくかと思いますが、やはり人間的な感覚、動かすのはやはりコンピュータ、機械には頼りますが、そこには人間的な判断というのは必然です。やはりそこには経験も必要だと思うんですよ。

そういった中で、今の議会として、どのような議員さん方の考えがあるかというのは、それぞれあられると思いますが、是が非でも民間だという意見は多数派ではないと思いますよ。

医療的ケア児の法律も、自治体が責任を持って、責務になって、努力義務から責務に変わりましたよね。こういった問題をケアするのは公立ではないかと。子ども・子育て会議のメンバーの中に、民間の事業者の方も入っていらっしゃると思います。意見として、民間の事業者の方も、

私立園の現場の先生が、公立保育所があったほうがよいというような意見も申されているんですよ。佐々町が進めてきた高齢者福祉の先見性を子育ての分野にも広げていただきたいと。核となるのは公立保育所、こういった文面が入っております。

いつまでに結論を出されるのか。答申があって、何のために諮問されたのかというのは、専門家の意見を聞いて政策を判断したいという趣旨の下、答申されたわけでしょう。答申はことしの8月に出されました。政策決定をいつまでになされるのかを再質問させていただきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

阿部議員が今おっしゃったのはよく分かるんですけど、国のほうもこれはしかるべき時といえますか、民間でできることは民間でできることということで今やっているわけですね。これは国のほうも奨励しているわけです。

結局、皆さん、先ほど阿部議員さんおっしゃったように、建物を建て替えるときなんか、補助は民間でなければやらない、公立はやりませんよとか、そういう今なっているわけですね。時期的に、その補助対象とかそういうふうになっている。

そしたら、公立で、例えば、建て替えるとか、改築しますよと。そしたら補助金はやらない、民間はあげますよって、そういう有利的な、優勢的な体制を取っているわけです。

ただ、これも、先ほど申しましたように、私が言うのは、令和5年度にこども家庭庁ができるわけです。だから、そこら辺の時期がどうなる、今後どうなるのかというのは、私、見極めたいと思いますし、それはあなたが言われるように、医療的ケア児とか、やはり専門的に公立が、そういう見るのは多分我々もそれがいいかも分からないと思います、民間に託すより。我々のところできちとしたほうがいいと思うんですけど。やはり職員の数も今、御存じのとおり減らしているわけですね。民間委託を前提に考えながら、ずっと進んできたもんですから、それを見直すというのはやはり相当な時間がかかるということで、我々も、今、内部協議をしなければならぬと思っていますし、それから条例定数とかも変わるわけですね、これをすれば。今の条例定数が。町長部局と出先が違う、人間が違うわけですから、そこら辺の調整もしなければならぬということで、やはり今しばらく時間をいただきたいということと。

それから、こども家庭庁ができれば、その一つとしましても、多分、保育士の配置の基準とか賃金とか保育所の運営の在り方なんかでも、多分いろんな議論をされるんじゃないかと、私たちがそういうの見極めながら、やはりある程度の期間というのが、阿部議員がおっしゃるわけでございますけど、我々はそれが必要じゃないかということで思っておりますので、それについては、やはり我々も、阿部議員がおっしゃったように、我々も早く結論を出すというのも、出したいわけでございますけど、そういうことがあるということもやはり心にとめていただければと思っていますし、それから、その間でもやはり、今、保育所長の問題も定年延長の関係でまた出てきます。そういうこともいろいろなことで、やはり正規職員の不足数という問題は、最低限の範囲で我々も対応しなければならぬと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6 番。

6 番（阿部 豊 君）

町長、定数は121名、条例定数です。町長部局は110ですかね。町長部局と教育委員会部局と

企業会計部局の3部門に分かれていると思うんですよ。現状、人数は定かでないんですけど、町長部局の定数は、もう満タンだというふうに私は認識しております。

結局、いつの時代の条例定数なんですとかという話なんですよね。やはり何を申したいかという、政策決定を早くしないと定数自体も議論できないんじゃないですかと、保育所のみならず、庁舎全体の問題として、定数のそもそも論の議論に入らなければならないと、そのためには早めの政策決定、いわゆるその公立保育所も定数の範囲に入ります。

ここで、定数の関係の子ども・子育て会議を、定数の問題まで検討されているんですよ。医療的ケア児預かりを想定すると、看護師の雇用も必要と考えます。保育士も現状人数では足りない。職員の年齢構成のピラミッド的な問題もある。それは保育所に限らず、佐々町庁舎全体の問題としてもその問題はあるでしょう。しかし、その定数を議論するためにも、早めの政策決定を行わないと、執行部の皆さんの議論は進まないと思います。

ましてや、私がお聞きしているのは、民間ではやはりその、突発的なその対応児、いわゆる医療的ケア児やそのほかのお世話を要する子どもたちへの対応というのは、なかなか民間事業者のほうで厳しいというふうな、保育所の問題も含めて伺っております。

そういったセーフティーネット的な存在は、公立が堅持していただきたいと、そういうふうな意味合いも込めて、私立園の事業者の方々も、官民連携の子育て、いわゆる保育の充実、質の向上、公立を残すと決めても需要がなければ存続できないと、民間と公立もお互い切磋琢磨があつてこそその質の向上と、ましてや小中学校への連携がもう少し進めると、そういった核となるのが公立ではないかと。よく議論されていると思うんですよ。この議論を前に進めていただくためにも、町長の早めの政策決定が必要だと。我々も残り任期、2年ちょっとしかないんですよ。今年度中というのも、3月で、もう12月です。3月までもう期間ありません。令和5年度が始まります。5年度中には政策決定をいただき、内部協議の結果、政策を決定していただけるのかを確認したい。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、阿部議員がおっしゃっているのは、私もよく分かります。医療的なケアというのと、やはり公的にしたほうがいいのかって、それも分からないわけですけど、やはり民間の方もスペシャリストといいますか、そういう方がたくさんいらっしゃるわけです。民間で今やっているところもそういう方もいらっしゃるわけでございます。これが、全部が、民間がいいのか公立が一つ残しとったほうがいいのかというのは、私たちもなかなか判断が難しいわけでございます。

しかしながら、私も、子ども・子育て会議の答申っていいですか、そういう意見というのは、あつたことはもちろん、この冊子をもっていますので、今、阿部議員がおっしゃったような中身についても、分かっているつもりでございます。

やはりそういうこともあつて、やはり看護師とか何かも入れなきゃならないということも必要だということも思っていますし、ただ、これをすぐということが、5年度中にとということでお話がありました。5年度中にもなるべく我々は結論を出したいということは考えているわけでございますけど、いろいろなことで、令和5年4月にこども家庭庁が発足するわけですから、子どもを中心に国は考えるということで、今、話が出ていますので、そこの中でやはり協議をしていただきたいと。それは補助金とかいろんなもの、補助的なものも、公立が残っていてもちゃんとやるよという国が補償してくれれば、我々はそれで構わないわけですけど、そういう今の法的なものを変えないと、ちょっとなかなか厳しいんじゃないかと私は思っていますし、

こういう小さな町村で保育所を維持する、また新しく建て直さなければならない、やり直さなければならない、補助がない、そしたら民間に任せると、そういうことと言われても、我々もなかなか厳しいわけでございます。だから、国のほうも率先してそういう方向性を出してもらえれば、子どもはそれに従ってやるということで、今のところ、国の方針がそうなっているというのはありますし、それから、行革のそういうお話があります。民間は民間でできるところは民間でやってくれということは話が出ておりますので、そういう方向性を今やっているところがございます、ただ、先ほど申しましたように、子ども・子育て会議の答申というかお話があるわけでございますので、町としまして、令和5年度中にはどうしてもどうかして結論を出ささせていただければなということは考えるところでございますので、あとは、こども家庭庁がどうなるかというのも、もう少し中身をよく見ながら検討をさせていただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

少しは前進しましたね。5年度中には結論を出したいという方針という答弁が今出ましたんで、若干前進したかなというふうに感じますが。町長、補助金補助金とおっしゃられますが、私どもが研修に行ったところの首長さんですね、私が議員になってから一回行った、時期及び詳細についてはちょっとろ覚えで定かではございませんが、ちょっと感心した事例として申し上げさせていただくと、市であったか町であったかは定かではありませんけど、その首長さんの考えが、我が町の子どもたちは自分たちが保育所は堅持するというので、全て公立です。財政問題言われていません。財源を理由に子育てを放棄しないと、公立が責任を持って保育行政を行うということで、全て公立で行われていると。すばらしいなと思いましたよ。

先ほど来から言うように、財源問題で切っていかれると、いわゆる子どもへの財政負担を削っているのではないかという印象を与えかねないという答申もされています。そういうふうを感じとれますよ。県内でも4市1町が建替え等されています。様々な工夫をされた中で財源を活用されている。施設整備事業債や社会福祉施設整備事業債、そういったものもあるし、いわゆる地域経済活性化・雇用創出臨時交付金を活用してされているとか、もう工夫はそれぞれされているんです。その中で公立で堅持されていると。知恵を絞ればそれぞれあると思うし、また必要であると考えれば、一財を投じてでもそこは堅持するんだと。子どもへの投資も惜しまないと。財政問題ではないと。そういった、国に転嫁するのではなくて、町長の政策としてどのようにお考えかというのを私が問うているんですよ。

町長の最初の7月28日の答弁で、行政改革の一環としまして課題となっておった保育所の採用を抑制しながら、10年間で2億円と1幼1園を民営化したとおっしゃられています。1園の公立、現状は民間とよく連携したバランスの取れた町内の保育行政になっているんじゃないかと。医療的ケア児の対応についても公立がなされていますよね。そういった難しい課題等々について、対象者の方々が安心して預けていただけているのが、今その公立が担っていただいている部分も多分にあると思うんです。

再度質問です。町長の政策として再確認させてください。5年度中に結論をはっきり出していただけるのか。私も残りの任期は2年ちょっとでございますので、町長と任期は同じでございます。そういった政策決定を行っていただけるのか、再度確認をさせてください。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

私は国の補助金の関係で一例を出しているわけですが、やはり国が変わらなければ我々は変えるわけにはできないわけです。これは阿部議員も御存じのとおり、私どもは国のいろいろなことで、法律で動いているわけですが、これ町が単独で、そんなお金を負担して、そんなこと言われても、やはり国のほうで子育ては責任を持ってやってもらいたいというのが我々の理論でございまして、こども家庭庁、これは令和5年からできるわけです。だから、そこの中で議論していただいて、やはり残すべきところは残すとか、そういうことを出してもらいたいと、国のほうで。そうしなければ、なかなかやらなければならない。

それから、もう一つは、先ほど申しましたように、行革の中で、行政改革委員会とかなんかで結論が出ているわけです。民営化しろということが出ている。これがずっと今まで議論されて、その後何もその行革についての会議がなかったわけです。だからそれがずっと続いてきているものですから、私どもは民営化しなければならないだろうということで、まず第三をやっ、今、第一、中央をやったわけです。それで、あと1つ残っているのが第二保育所です。

ただ、これが今、こども家庭庁とかいろいろできるということと、それは子どもを国の中心に持ってくるのか、そういう話がありますので、我々としてはもう少しどうするのかという結論は先延ばしして、なるべく阿部議員がおっしゃったように、令和5年度中に結論を出すような方向性を持っていきたいと思っておりますけど、一つはやはりこども家庭庁がどうなるのかというのを、推移を見守りながらやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

いや、国が国がおっしゃられますけど、地方の独自性は十分認められているんですよ。国の出先機関じゃないわけですからね、自治体は。財源もそれぞれ住民税を皆さん納めていただいて、町長の公約は「暮らしたいちばん！住むならさざ」じゃないですか。書いてありますよ。公立保育所が核となり、民間の園と連携をしてほしいと。保幼小中連携の核に公立保育園がなるべき。障がい児や医療的ケア児の対応、職員雇用の問題に対応し、町長が言われる、「住むならさざ」にしてほしいと、こういった意見も出されているんですよ。

それで、行政改革の失敗事例として、今いろいろ民営化民営化とおっしゃられていますけど、海外水道局の水道事業の民営化は失敗で、サービス悪い、料金上がる、大失敗と総括されている部分もあるじゃないですか。行革が全て順風満帆にいったということではないという検証もされているんですよ。今の時代に合った政策を早期に判断してほしいということを求めています。

今回、前進したのは5年度中の政策決定を行いたいと濁されましたが、行っていただきたいと思っておりますので、意気込みだけ再度念を押してお願いしたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、阿部議員がそういうおっしゃったんですけど、ちょっと反論するようでございまして、やはり子どもを国の中心に置くということも家庭庁をつくるというのなら、そういうことをやらなければ、国がしてもらわなければ、何も我々が一生懸命でこうやってもうまくなならないわけ

ですから、やはり子ども中心にやるなら、こども家庭庁がきちっとして、やはり子どもの面倒を見るとか、国が面倒を見て、それが町に波及させると。我々も一生懸命、今、一般財源を使いながら子育て支援でたくさんの金を一般財源を出しています。いろんなことで子育て支援に出しています。

しかしながら、これも限界があるわけでございますので、やはり国が面倒を見て、きちっとしてくれと。まず、それがしてくれれば、我々もそれについていきますよということになるわけですから、一般財源を出さないとかこうしないとか言うわけじゃないんですよ。ただ、国のほうがしっかりしてくれれば我々もそれについてく。今でもうちのほうは、阿部議員も御存じのとおり、子育てにたくさんの一般財源を出しています。給食費とかいろいろな補助を出しているわけでございます。よそよりも負けないように出しているわけでございますけど、そういうことがあるので、やはり我々は、こども家庭庁に、国がきちっとできるなら、それは子どもを中心に国が考えるなら、それをしっかりやってほしいということだけを行っているわけです。

それで、私もあなたが言われるとおり、5年度中にはそういうことで結論を出すように努力をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ちょっと待ってください。

まもなく12時となりますけども、6番の一般質問の終わるまで、一般質問を続けさせていただきます。

6番。

6 番（阿部 豊 君）

国は骨太方針を示して、具体的な事業については自治体の創意工夫は十分に許されていると思うんです。財源問題については、自主財源を投じてでも町の政策として、そういった事業を展開していくというのは行えるわけです。そこら辺を確認している状況でございますので、今回、5年度中に政策決定することを努力すると答弁されました。是非ともそこは5年度中に行っていたかかないと、佐々町自体の定数条例にも関わってくる問題です。現状が、定数が満たされているのか。そこも分析するべきではないかという考えを持っております。会計年度任用職員等の制度が会計年度任用職員になりましたが、その前の臨時職員、嘱託職員という制度の際には、日本一の非正規の町だと、国会でも佐々町は自治体の名称があげられております。

そういった状況でございますので、そもそも論として定数条例の見直しを、分析をして、見直しもやむなしの方向になるのか、そういったことを検証すべきでないかということもありますので、早期に政策を決定していただいて、保育所のみならず、執行全般においての定数の見直しというものに着手していただきたい。そのためには早めの政策の決定をお願いしたいと求めて、この案件については継続質問としておりました。また、させていただくかもしれませんが、来年度もでございますので、とりあえず今回は5年度中に政策決定の努力するとおっしゃられていますので、次の質問に移りたいと思います。（町長「答弁はよか。」）よかです。先ほどのとで努力するとおっしゃられていますので、期待をして拝見させていただきたいと思っております。

2点目、会計年度任用職員等の処遇改善・雇用安定についてということでテーマをあげさせていただきます。

2020年4月からスタートした制度であるが、今なお官製ワーキングプアと揶揄される状況にあり、法改正により一定程度改善したものの、依然として常勤職員との均等均衡、いわゆる同一労働同一賃金の観点からはほど遠い状況は変わっていないと感じられる。労働条件を含めた現状及び今後の方針について確認したいとあげております。

私が調べさせていただいたところ、県内の状況からすると、その賃金水準等については、佐々町は決して他市町村と比べると悪くはないという見解は持っておりますが、果たしてこれでいいのかという意見もありますので、執行側がどういう見解を持ってらっしゃるのか、1点目として、現状及び今後の方針について確認したい。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、質問がありました会計年度任用職員の処遇改善ということでお話がありました。

2020年から会計年度任用職員の制度移行ということで、期末手当の導入とか、それから再度の再任用に係る給料の加算を行いながら、今、賃金改定に取り組んでいるところでございます。

令和3年度の会計年度任用職員の人件費の総額というのが約3億3,000万円ということになっておりまして、制度移行前と比較するとやはり7,000万円の増額ということになっておりまして、正規職員は約700万円の増加でございますので、比較しても大幅に改善をしているのではないかと、私どもは考えているところでございます。御理解をいただければと思っております。

特に本町は制度移行におきまして、それまでの賃金水準を維持した上で、期末の手当を導入しているところでございます。令和3年度の期末手当というのが、4,500万円は純粋な増額となっております。再度の任用で給料加算としましては、令和3年度と令和2年度の報酬とか、給料を比較しますと、やはり400万円程度の増額に反映しているということで、今、考えているところでございまして、勤勉手当につきましても、現在、内閣府の地方分権改革の有識者会議の中で検討が行われておりまして、令和4年度中には結論が出るのではないかと、予定となっております。

今後も会計年度任用職員の制度の維持とか改革をしていくためには、やはりある程度の大きな財政負担というのが必要になりますので、やはり国の動向を注視しながら、町としましても取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

先般、令和4年6月22日に、同僚議員の御賛同もいただきまして、会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定に関する意見書ということで、佐々町議会も意見書を出させていただいたところです。

先ほど来お話がありました会計年度任用職員の勤勉手当制限に関する規定の見直し、財源の確保、任期の定めのない短時間勤務労働の導入等々の内容でございます。

それで、お伺いしたいのは、2020年4月に期末手当が0.05、0.1削減されましたよね。今回、2022年4月の勤勉手当のみのプラス勧告ということで、いわゆる会計年度任用職員さんは減額のみ状況だと。これに対応する部分として執行側はどのように考えられているのかというポイントが一つ。

もう一つ、常勤職と同様になっていないということは休暇制度なんです、特に。いわゆる介護・育児休業等も制度が創設されましたが無給なんです。いわゆる給料が出ない休暇、無給で、休暇を与えるけども無給ですよというような制度です。誰が取るかというような状況になっているのが現状でないかと。ましてや病休も与えられているんですけど、無給なんです。職員は、病休は、その有休とは別枠の病休の、いわゆる賃金カット受けない休暇ですよ。そう

いった分野からすると、会計年度任用職員さんは病休においても無給で、有休を使えば、それは有給でできますけど、有休を使わない限りは無給なんです。

こういった制度自体が同一化していないと。取りたくても無給であれば取りませんよね。こういったところの改善をするべきでないかという考えを持っております。こういった部分の相違点についてはどれほどあるのか、所管課長からでも説明していただければと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、阿部議員がおっしゃったように、休暇制度というのが無給で取りにくいということで、有給休暇の改善ということでお話がありました。

休暇制度につきましては、国の非常勤の労働条件といいますか、改善に合わせまして、産前産後の休暇は、無給から有給に改正をさせていただいておりますし、妻の出産とか、育児参加に係るのは有給休暇ということで新設を行っているところでございまして、先ほどお話がありましたように、子どもの看護とか、短期の介護の休暇とか、無給の休暇であるわけでございますけど、やはり他の自治体とか、国の非常勤職員との均衡を図りながら、町としましても今後やはり改善に努めなければならないんじゃないかと、今考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

もう一つ、手当については、ちょっと課長のほうから説明させますので、よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

議員御質問の件につきまして、まず職員のほうと差がある休暇、無給の休暇についてでございますが、保育時間ということで生後1年に達しない子の授乳等の休暇、これについては無給となっております。

同じく子の看護ということで、小学校就学の始期に達するまでの看護等の休暇、それから短期介護ということで、要介護者の介護の休暇、それから生理休暇ということで、生理日における就業が著しく困難な場合の休暇、妊産疾病の休暇ということで、母子保健法による保健指導または健康診査のための休暇、公務上の疾病、公務上の負傷又は疾病のための療養の休暇、死傷病ということで、公務以外の負傷または疾病のための休暇、骨髄等のドナーの休暇ということで、骨髄移植のための休暇、以上の8項目にあたりましては、会計年度任用職員において無給の休暇というふうになっております。

以上でございます。

失礼しました。手当についてでございますが、職員にあって会計年度任用職員にないものとして、勤勉手当、それから扶養手当、住居手当、以上の3項目になっております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6番。

6 番（阿部 豊 君）

おっしゃられたとおり、一番大きいのが病休だと思うんですよ、その中でも特に。病休が無給で、果たして取るのかと。ほかの休暇も制度はあるけども、無給で取るのか。無給であれば出勤するというような、今、物価高、賃金がアップがないというような状況で、非常に厳しいのではないかと思いますよ。

私が調べたところによると、組合等の交渉により、その自治体、自治体でこれを有給にしていらっしゃるところもあります。やはりあの労働者の方々に寄り添って、やっぱりそこは同一に取りやすい環境を整備するべきでないかと。

特に、佐々町はやはり会計年度任用職員の方が多いわけですね。この方々がいないと、行政運営もままならないというのが現状ではないでしょうか。そういった方々の勤務条件を改善するというお考えがあるのか、そここのところを確認したい。

先ほど来より言いました、その期末手当が2020年4月に下がっていったと、こういったところの、それで今回、人勸は、職員は勤勉手当アップですね。勤勉手当がない、その会計年度任用職員さんはどうなるのかと。そこら辺の執行の考え方を再度確認したい。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

議員御指摘のとおり、手当等について、それから休暇等について、労働条件の内容になろうかと思えます。この件につきましては、労働組合のほうとも十分に協議をしながら、現状のほうの把握、それから今後の国等の方針等も踏まえながら研究をさせていただきたいというふうに考えております。

また、勤勉手当についてでございますが、勤勉手当については、やはりあの会計年度任用職員というそういう中で、勤勉手当、現状では、やはり国のほうとしましても研究をされている状況でございますので、人事院勧告に基づかない、やはりそれぞれの独立したものとして、研究をしていかなければいけないのかというふうにも考えております。

この件については、課題もまだまだ多くあるかと思えますので、組合等とも協議をしながら研究をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

いわゆる会計年度任用職員さん方々は、期末手当という制度しかないので減額されたまま現状にきているんですよというのを申し上げているんです。

であれば、その分のマイナスされた部分についての補填というか、そういったベア分の考慮というのはあるのかという意味合いを込めて確認をしております。

そここのところを新年度に向けて、いわゆる会計年度任用職員さんの制度が変わったんで、2年目の方はまたベースアップしていくわけです。3年目もベースアップしていくと。そういった給料表自体の今回の改定というのは、そもそも論としてあるのかというのを最後に質問したい。

その1点と、もう一つは、先ほど来言う、町長、これは町長に聞きたいんですけど、その病休とか切実な無給の部分についての改善というのを行っていただけるのか、そこは政策の大きなポイントもあると思いますんで、町長のほうにその点は確認しておきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

勤勉手当についてでございますが、議員御指摘のとおり、やはりなかなか今運用している中で——（阿部議員「いや、勤勉手当聞きよらんと。」）失礼しました。勤勉手当につきましては、現在、運用している中で、議員御指摘のような課題があろうかと思えます。（阿部議員「これ期末手当やろ。期末手当の減額。」）

議 長（淡田 邦夫 君）
ちょっと待ってください。答弁させます。
総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

期末手当の率等につきましては、議員御指摘のところはあろうかと思いますが、先ほどお話がありましたように、新年度に向けてどのようにということでございますので、これにつきましては所管の委員会のほうとも協議をさせていただきながら、研究をしていきたいというふうに思いますので、時間のほうをしばらくいただければというふうに考えております。よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

正規職員と同じで、やはり病気休暇というのはなかなか厳しいわけでございますが、やはり会計年度任用職員の方が病気で休むと、それで無給ということでございます。これなかなか難しいところでございまして、やはり我々としまして、国の非常勤職員とか、他の自治体の動向というのを見ながら、町としてもやはり今後十分検討しなければならぬんじゃないかと思っておりますので、また組合とも話をしながらやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6番。

6 番（阿部 豊 君）

最後に、問題点は認識していただいたと思うんですよ。会計年度任用職員さんがいなければ、極論、現在の行政運営回らないのが、現実問題としてそういう現状でしょうと。

共に働く方々の勤務条件が、著しく差があるという部分が散見されると、その部分については改善すべきでないかということで申し上げております。

病気についても切実な問題で、有休で消化するのではなく、病休として、制度としてもっと同一に、一般職と同じように与えるべきではないですかと。そういった部分について、各自治体、国が示した分よりも前進して改善している内容があるんですよ。そういうところを再度調べていただいて、労働者に寄り添った、仮にそういうところはないとしても、労働者に寄り添った制度の構築をしていただきたいというふうに思います。

非正規率が高く、会計年度任用職員さんに頼らなければいけない、特に佐々町が先駆的にす

るべき課題ではないかと問題提起をさせていただいて、改善を求めたいというふうに思います。

あと、先ほど来、給料表自体は人勸で変わってきて、会計年度任用職員さんの分も変わるんですよね。変わらない。いわゆる給料表自体の見直しは行うのかという点を、最後に質問させていただきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

御指摘をいただいている点につきましては、やはり内容をしっかりと見させていただいて、整備が必要な箇所については、改めて所管委員会のほうと、また組合のほうとも協議をしながら、改善できることについては改善をさせていただければというふうに考えております。よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

時給の方々の算定基準の賃金の額とかいうのもあると思うんですよ。それも人勸によってアップされていくのであれば、それをちゃんとローリングかけて、時給の見直し等を行っていくべきだと思いますので、そこはよく検討していただいて、前進していただくように求めて、私の一般質問を終わりたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、6番、阿部豊議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩といたします。

（12時21分 休憩）

（13時20分 再開）

— 日程第6 一般質問（平田 康範 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、1番、平田康範議員の発言を許可します。

1番。

1 番（平田 康範 君）

ただ今、議長より質問の許可をいただきました。1番、平田です。通告書に沿って本日もまた質問をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1項目の、町が所有しています遊休地の活用方針についてお伺いをいたします。

町遊休地の活用方針につきましては、令和3年3月議会においてもSSKから購入された土地の活用方針について伺っていますが、今日のこの経済情勢、また町の財務状況等も大きく変化していることから、本日も再度その後の検討結果等をお尋ねいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

町所有の資産である土地が、現在使用されていない土地を一般的には遊休地と言いますが、特に本町が所有している遊休地で私が疑問を抱いておりますのがSSKから購入された土地であります。この土地は、平成25年に企業団地造成を目的として買収され、今日まで長きにわたり利活用されていない状況でありまして、大変厳しい言い方ではありますけれども、塩漬け状態になっていると申し上げても過言ではないと私は考えております。一般的に申し上げますと、町有地に対しては御存じのとおり固定資産税が課せられないということですが、これが一般個人であれば固定資産税が課せられますし、また企業であれば固定資産税の支払い義務とともに、さらには活用されていないというような資産であれば会計上減損会計処理、これが必要になるということから、こういうことが発生しますと会社の経営にも大きく影響すると、経営が困難になるとも言われております。この土地について、町民の大変大事な資産であります。町も早くこのような塩漬け状態を解消し、町の活性化のために活用方針について早く結論を出すべきだと私は考えております。

そこでお伺いしますが、SSKから購入した企業団地用地、これを含めまして開発予定地域に私有地が点在しておりますけれども、今日までこの土地の買収を進められてきているとは思いますが、1点目、私有地の全ての地権者等で買収契約ができていますのかということ。

それから2点目が、もし未買収の用地がまだあるのであれば、今後どのような方針、どのような方法でこの用地買収に取り組みされるのか。

それから3点目といたしまして、もしこの用地買収に今後取り組むということになれば、前から言われておりますような租税特別措置法、これが今後も適用できるのか。以上3点についてまずお伺いしておきたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変、遊休町有地のSSKから購入した土地につきましては、長く放置しているということで、なかなか工場の誘致ができないということで厳しくなっているところでございます。また、先ほど平田議員がおっしゃったように、用地買収が今開発区域というのを指定しているので、その中でやはり未買収用地が点在しているということで、今まで5名の地権者の1.8ヘクタールを買収が完了していると、7名の地権者の4.5ヘクタールがまだ完了していないということでございます。買収については、まずは町内のお住まいの地権者の方から進めていってございまして、買収が完了した後、町外にお住まいの地権者の方から買収を進めていかなければならないのではないかと、そういうふうに進み方、取り組み方については一応そういう方向でやっていきたいと考えておりますし。それから租税特別措置法でございますけど、これは買収した際は今でも租税の特別措置法というのが適用されまして、1,500万円の控除が行われると、できるということをお聞きしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
1 番。

1 番（平田 康範 君）

まだ7名で4.5ヘクタールが契約ができていないということで、今後この買収について取り組むということでございますが、前回の質問でもこの利活用の見直しということでお伺いをいたしております。この団地については、企業誘致の団地造成ということでやったわけですが、やはりこれを見直しまして、人口増加に向けた宅地造成事業、これを民間事業者の創意工夫に

よりまして子育て世代が購入しやすい分譲価格の設定とか、それから計画的な分譲方針、それから最終的には町への波及効果、そういったものを総合的に比較検討する中で、事業提案評価方式、これを用いて公募型プロポーザル方式による宅地造成を進めたらどうかということで前回伺っております。そのとき、町長の回答としましては、人口が急激に増え、それに対応するため、保育所、また特に学校など子育て環境整備、また生活水の確保など社会資本整備が必要となることから、是非、雇用の場の確保のため企業誘致を進めていくということで、宅地造成ではなくして工業団地の造成を進めるということで回答をされております。

人口が急激に増えるというような考えでありましたが、参考までにちょっと申し上げてみますけども、九州経済調査協会、ここが2050年度までの将来推計人口を発表いたしております。長崎県では、2020年の人口が131万2,317人、2030年では116万2,647人と推計をいたしております。佐々町では、2020年の1万3,912名に対して、2030年では1万3,702人ということで、それから2050年では1万1,716人と推計をいたしております。九州経済調査協会がですね。

また、ここで言うておるのが子育て世代や若い人たちが県内で暮らし続けるためには、働く場の確保も重要なのですが、やはり住宅環境などの充実を図る必要もあるということも示しております。

なお、佐々町の、県内の他の市町に比べて減少幅が小さい要因、これは佐世保市のベッドタウンになっていることからこういった状況にあるということも言っております。

しかしながら、今後、西九州自動車道が全面開通した折には、ほかの地区、例えば吉井とか江迎とか、そういったところも佐世保市のベッドタウンになるわけです。そうしますと、地価そのものが佐々町と、失礼ですけども、他の地区、地価が違いますから、そちらのほうに宅地造成が進むというようなことも考えられまして、今日のこの状況というのは人口減少が加速するということも推測されるわけです、やはり人口減少を食い止めるためには早急の対策も必要になってくるのではないかと思いますけども、やはり町の活性化のためには人口増が好ましいわけですから、そのためには先ほど言いますように、九州経済調査協会が発表しておりますように住宅環境の充実を図ることが最も重要だということになっているわけです。ですから、このことについて町長はどのようなお考えか、住宅の環境の整備、これを進めなければ人口減少が加速するということも言われておりますので、こちら辺についてどのような見解をお持ちかをお伺いをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

人口減少に見据えた今後の展望ということで御質問がありました。

先ほど、やはり住宅環境の整備というのももちろん人口が増えるという要素でもありますし、そういう環境づくりも一番大切ではないかと思っています。しかしながら、もう一つはやはり働く場所です。働く場所がないとなかなかそれも難しいということで、私どもとしましては、現状の工場団地の誘致というのを諦めていないわけでございますけど、それもやはり視野に入れながらやっていかなければならないと思っています。

もう一つは、西九州自動車道が全面開通したとき、うちも地価がちょっと、少しずつ上がってきているということもありますし、やはり佐々の周囲で移住される方というのが、今江迎とか鹿町方面に移住される方が出てくるのではないかと、私どももそれは思っているわけでございますけど、佐々町の人口が減少するかもしれないわけでございますけど、やはり本町としましては、佐世保市に近い立地条件といいますか、そういうことを生かしながら我々もどうかやっていかなければならない、どうするかというのは考えていかなければならないわけでご

ございますけど、人口が急速に減少しないのではないかとすることは、今のところ思っているところでございます。

住宅環境の整備ということで、人口増加策を考えなければならないわけでございますけど、やはり人口減を最小限に食い止めるためには、何か重要ないろいろ施策と申しますか、そういう工場団地の誘致とか、それから企業に来てもらう、いろいろな来てもらうとか、そういうことをやはりやらなければなかなか厳しいところもあるのではないかと考えていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（平田 康範 君）

どうしても町長はやはり企業誘致のほうに方針が固いようでございますが、ここで町長の本気度を伺いますから、よろしくお願ひします。

私も町長も同様なんですが、今期の任期も余すところ2年半程度なんです。この2年半の期間で本当に企業誘致に取り組むことができるのか、私は大きな疑問があります。また、開発予定区域内に未買収地があるということで、7名の方がいらっしゃるようでございますが、これについては今後真剣に取り組むということでございまして、やはり企業を誘致するためには団地造成が優先されるわけです。団地造成を造らんことには企業誘致に入れんわけです。この2年半の間で果たしてその団地造成ができるのかというのが大きな疑問です。

それから、この企業誘致に関しまして、担当部署ではそれなりの努力をされているということについては理解をいたしておるわけですが、何と申しても職員のマンパワー不足、これで企業誘致に関わる職員の配置もできていないのが今日なんです、見てみれば。

それと、そういうふうなことで、先ほど、前回の質問でも町長は答弁で申されていますけども、限られた職員の中で集中的に取り組む体制が取れなくて企業誘致に取り組めないということは認識をされております。

また、4大事業を先に進めてから取り組みたいというようなことも回答いただいております。しかし、現在進めております新庁舎建設についても当初の計画から若干の遅れも生じておりますし、また4大事業の中の学校給食センター事業、これについてもまだ確定はしていません。どこにどうしてどうするのだというようなことも確定もしていません。このような状況で、果たして団地造成に取り組むことができるのか私は本当に疑問を抱いております。

さらには大きな問題として、事業を進めるためには財源確保、これが大きな問題点だと思います。これ、当初、前の質問のときに言われておりましたけども、造成費等に15億円程度の財源が必要だということをお聞きいたしておりますけども、今日のこの経済状況の中で、15億円のできるような事業じゃない、20億円超すんじゃないかというような事業になるんじゃないかと考えております。したがって、この団地造成に必要な財源をどこから捻出されるのか、この財源はどこから捻出するのか。県の補助も不透明な中ですから、この財源の確保についてはもう厳しいのではというような私は考えでございます。

そこでお伺いいたしますけども、他の自治体が取り組みしていますように、企業誘致に関わる専任職員の配置、これを行ってトップセールス、町長自ら各企業を回るなり、そういったトップセールスによる企業誘致活動に取り組むことができるのか、今の職員配置で。

また、2点目としては、財源確保、これは本当にできるのか。町長の本音をお聞きしたいということで思っております。ですから、用地買収から長年にわたり今日に至っているこの遊休地でありますので、今日の経済状況、また町の先ほどから言いますような財政状況、これを考え、企業誘致の団地造成から真剣に方向転換する、これを検討すべき時期だということでござ

いますけども、町長の最後の本気度をお伺いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

私の本気度といたしますか、職員が少ないということで専任の職員を配置できていないというし、トップセールスも取り組めていないということに対しては大変申し訳なく思っているところでございます。

先ほどお話がありましたように、今、議員さんがおっしゃったように、4大事業といたしますか、そういうことで進捗を今している状況の中で、やはり財政状況というのは、平田議員も御存じのとおり大変苦しい状況でありまして、やはりこの団地を、工場団地を造るにしても、この造成費というのはものすごく値がかかると、先ほど20億ぐらいかかるんじゃないかということもお話を聞いております。大変これは厳しいということは分かっているわけでございますけど、当時の土地購入時から、先ほど言いましたように経済状況もちろん変わっていますし、4大事業も進めていかなければならないということで大変苦慮しているところでございますけど、まずは町としましては用地買収、残りの部分を早く進めて全部町有地にするということを考えていかなければならないと、その後、これを達成を進める中でどうするのか、工業団地等ずっとまだ取り組みをやるのか。田舎というのは、今後この財政の状況といたしますか、好転はすぐしないとは思いますが、やはり企業も地方に分散をするということも考えておられるところもたくさんあるわけでございます。そういう中で、やはり十分検討していかなければならないのではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
1番。

1 番（平田 康範 君）

今後、検討も必要だというような認識はうかがえました。

私は、この土地については用途変更に取り組むべきだということで一貫した考えでありますので、他の自治体がこの遊休地の利活用について取り組みしている事例を紹介をさせて見解を伺いたいと思うわけですが、まず1つの事例といたしましては、先ほど来から言っておりますように、ある施設が移転しまして、更地となったということから、これは宅地として提供できる優良な一団の土地だということで、土地の有効利用とそれから子育て世代、これを中心とした定住促進につながる宅地造成事業を実施されております。この事業については、先ほど2問目でも申し上げましたように、これは民間事業者の創意工夫、これによって子育て世代が購入しやすい分譲価格の設定とか、それから計画的な分譲方針、さらには町への経済波及効果、そういったものを総合的に評価する事業提案評価方式を入れた事業であります。

また、2つ目の事例でありますけども、公有財産の有効活用を図るためということで他の公共施設といたしますか、そういった利用が、計画がないというようなことから、民間の力で有効活用に結びつけたいというようなことから、これは近年なんです、令和4年7月から進められている事業なんです、ある自治体。これは企業選定にあたっては、民間事業者等から土地の売却をされるんですが、土地の売却後の土地利用イメージ、これを提案いただいた公募型プロポーザル方式を採用されて土地を売却されております。なお、この採用にあたっては、受注候補者の選定を厳正かつ公平に行うためのいろいろな委員会とか、会則とか、そういったものはあるわけですが、そういったことで取り組みをされております。

実は、本町も令和4年3月に改訂されています佐々町公共施設等総合管理計画、この中の佐々町町有地利活用基本方針で、将来的に町の利活用計画がなく、保有する必要がない町有地については、これは積極的に民間等へ売却処分することと明記されておりますし、私が言いますように、さらには民間等への貸付け、これによる有効活用についても明記をされております。

私が質している土地については、土地を買収された時期からもう状況は大きく変化をしないとるわけですから、企業誘致ももう何度も言いますが厳しい状況でありますので、これについてはやはり他の自治体が取り組みしている事例、宅地造成とか、あるいは貸付けによる団地の利活用とか、そういった取り組みをやはり調査研究されて、先ほど言いますような佐々町町有地利活用基本方針に基づいて民間に託した土地の有効活用についてここで本当に真剣に検討すべき時期だということだと思っております。ですから、この検討に是非着手していただきたいと思っておりますけれども、見解を伺います。

議 長（淡田 邦夫 君）
しばらく休憩します。

（13時46分 休憩）
（13時47分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
企画商工課長。

企画商工課長（落合 健治 君）

ただ今の御質問についてですが、佐々町町有地利活用基本方針には、将来的に利用計画がある場合であっても、当分の間、供用予定のない土地や売却が困難な土地については、民間等への貸付けによる有効活用を図るとあります。しかし、この土地につきましては、供用予定のない土地には該当しないと考えておりますので、現時点で民間への貸付けは考えておりません。

しかし、議員おっしゃるとおり、民間企業の力を借りたほうが有効活用できる場合や、先ほど申しました財政状況等を勘案し、造成することは難しいと判断した場合には、改めて議会へ御相談させていただきたいと考えております。

議 長（淡田 邦夫 君）
1 番。

1 番（平田 康範 君）

この利活用については、やはり他の自治体の取り組み、そういったものをやはり事例をじっくり見て研究されたほうが、やはりすぐできる事業やないんですよ。2年半でこの宅地造成ができる事業やない。早く結論を出して、やはり町民の大切な財産の一つですから、そこは方針を早く決定すべきだということを申し上げておきたいと思っております。

それでは、2項目目のまちづくり応援事業についてお伺いいたします。

ふるさと納税制度は、御存じのとおり平成20年度、税改正によりまして創設され、全国の自治体で人口減少、あるいは少子高齢化が進んでいる現在において、やはり生まれ育ったふるさと、これに恩返しをしたい、あるいは貢献したいと思っている人が、自分の意思で納税できる制度でありまして、この制度は応援、寄附をいただいた方の意向に沿って、地域活性化のために使うことができ、やはり国の制約もないわけですね。そういったことで、町にとっては重要

な予算だとも言えると思います。

平成30年度の寄附実績、これが3,023件で、1億3,488万5,000円ですかね。元年度はこの寄附件数が663件です。2,300万2,500円の寄附であり、大幅に減少となっております。

やはり、今後、ふるさと納税目標額を一番多かった平成30年度までに増大させるためには、やはり積極的な取り組みが求められると思いますけれども、今後、新たなこの事業について、取組方針などが考えておられれば、それをまずお伺いしておきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

ふるさと納税につきましては、大変ここ数年、低迷しているといえますか、なかなか地場特産品の開発がちょっとうまくいってないところもあるわけですが、やはり今年度は、一応、今のところ12月5日時点で、670件の2,100万円ということになっておりまして、現時点では昨年度700万程度を上回っておるということで、他の自治体と比べれば、だいぶまだ低いわけですが。

平成30年度には、先ほど平田議員さんもおっしゃったように、1億3,000万程度あったわけですが、現状とはかなり乖離しているということで、まずはそこを目指して取り組んでいかなきゃならないのではないかと考えているところでございます。

先ほど申しましたように、具体的には地場産品の特産品の開発とか、やはり長崎県の共通の返礼品を増やしていただくような働きかけをするということで、返礼品を増加させながら、多くの皆様に寄附をいただけるような仕掛けを行っていかねばならないのではないかと、今、考えているところでございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
1番。

1 番（平田 康範 君）

そうですね、今、670件の2,100万ということで、若干の上積みといえますか、そういった状況を伺いたしましたが、やはりこのふるさと納税については、情報発信と返礼品のアイテム、これが重要なんですね。

この内容等見てみますと、本町におきましてはふるさとチョイスのホームページ、これを見ますと、寄附額が多い自治体はやはり商品アイテムが多くて、選べる商品群といえますか、それがやはり充実しているというのが背景にあるようです。

佐々町のふるさと納税につきましては、やはり指定納付受託者、これがインターネットサイトではふるさとチョイス、これは株式会社トラストバンク、それと株式会社FFGカード、それとあと楽天ふるさと納税、これで楽天グループ株式会社の3事業者となっているようですが、今後さらに、ほかにサイトを活用される考えはないのか、1点お伺いいたします。

それと、あと先ほどから言いますように、やはりこのふるさと納税を多くしているところは、やはり商品のアイテムとか種類、そういったものが豊富になっているようですが、本町については、これがどのような取扱状況になっているのかをお伺いをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、議員がおっしゃるとおり、現在のふるさとチョイスとそれから楽天ふるさと納税の2つのポータルサイトを活用しながら寄附を募集している現状でございます。

その他のサイトを活用するというので、今、お考えのことがということでお話がありました。当然のことでございますけど、ポータルサイトを増やせば寄附金額は増えるということが想定はされますが、ポータルサイトの使用料が寄附の募集の経費ということになりますので、募集経費が寄附金額の5割以内と、今、定められているということで、現在の寄附金額でポータルサイトを増やすと、寄附金額の5割を超えてしまいますので、なかなかそれは難しいということで、まずは現状の2つのポータルサイトを活用しながら寄附金額を増加させなければならぬのではないかと、今、考えているところでございまして、もう一つの返礼品の数でございますけど、農産物としましては長崎県の共通返礼品であります長崎和牛でございまして、町内で生産されているお米とかお茶、イチゴ、ミニトマト、菓子類としましては長崎県内の共通返礼品となっておりますので、カステラ、それから町内事業所で作られているプリンとか、その他町内企業で生産されているカレー、シチュー、町内事業所が取扱いを行っています雑貨とかオーダースーツとか家具など、約420品目となっておりますので、それでもちょっとなかなか苦労しているということでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（平田 康範 君）

やはりこのサイトを増やすということは、先ほど町長が言われますように、ふるさと納税額を上げないとなかなか厳しいというのはもう理解をいたしております。

そこで、ふるさと納税を増大させるための取り組みについて、お伺いいたします。

ふるさと納税の実績につきましては、もう先ほどから言っておりますし、また、さきの決算審査の折に事業評価シートで説明を受けたところでございます。

1 問目で申しましたように、平成30年度は寄附件数が3,023件に対しまして、元年度が663件と、まあ大幅な減少であるわけですが、この減少の背景にありますのは、御存じのとおり寄附者を多く募るために、やはり地元の特産品と呼べないような旅行券とか、あるいはギフト、それから返礼品、そういったものとか、やはり自治体の寄附額の8割を超える返礼品に充てるなど、そういった自治体が現れたということで過熱気味になったということから、令和元年6月、総務省が寄附額に対する返礼品の金額割合を上限3割、また本来の趣旨であります自治体への寄附に戻すために、区域内で生産されたもの、それから、こちらで言えば長崎県の地場産品とか、あるいは地場で提供されるサービスなどに厳格するなど、法改正がなされたのが、やはりぐっと下がった要因だろうということで思っておりますけども、そのような中で各自治体も、この法改正後いろいろと取り組みを充実されまして、総務省で公表しておりますけども、2021年度でふるさと納税を利用している住民税の控除を受けた人、これが全国で740万8,000人余りということですよ。

これまで一番多かったのが、2020年度に比べまして176万人余り増えているんですよ。法改正されてもです。これもやはり過去最高を更新しております。

また、ふるさと納税で全国の自治体で寄附された額、これも2021年度は8,302億4,000万、これも前年比1,600億円上回っているんですよ。この額についても、やはり過去最高を更新したと総務省は公表いたしております。

本町のふるさと納税の実績を捉えると、令和3年度においては言いますように、件数で786件ということですが、前年度より増大傾向にはなっておりますけども、現状、このふるさと納税制

度に係る担当部署、これは企画商工課ですね。しかし、やはりこれは企画商工課だけやなくして、今後、さらに取扱いを安定して運営していくためには、やはり農産物とか何かも開発せんばいかん、加工品もせんばいかん。そうしますと、やはりそういったものに関わりまして、団体もあるわけですね。商工団体とか観光団体とかありますね。そういった団体との連携体制、これもやはり整えなければ、本町の企画商工課だけではなかなか進まないと思うんですよ。ですから、そういった連携体制、これについてどのような考えかですね。

あと1点言いますように、やはりホームページで本町の場合は詳しく見るできないですね。実際いってホームページから開いても、なかなかポンと出てこないんですよ。

ですから、やはりこのホームページの改善、そういったものもやはり必要じゃないかというふうな考えを持っておりますけども、1点目として関係部署とそれから関係団体、商工会とか、観光協会とか、そういったところの連携体制を充実させてはどうかということと、ホームページについても、やはり改善が必要だと思っておりますけども、そこら辺についてどのような見解か伺います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、農産物ということでは言われました。これやはり平田議員がおっしゃるとおり、ふるさと納税の返礼品として人気があるというのは農産物でございまして、それを取り入れるためには議員がおっしゃるとおりで、企画商工課とやはりそれから農林水産課との連携というのは、私どもも不可欠であるということでは思っておりますのでございます。

また、その他の部署にもやはり返礼品となり得るサービスなどがある可能性もありますので、全体として、今後、各部署の連携を強化して、やはり返礼品の増加に努めなければならないんじゃないかと思っております。

また商工業団体ってことを言われました。観光団体とも連携でございまして、現在、観光協会と連携しながら、町内のお茶農家ですかね、三茶三葉ということで、お茶農家との、これもお茶を1つにした商品を返礼品として今使っているということで、そういうことも少しずつ実を結んでいくのではないかと考えておりますし、やはり今後も商工会との連携強化も進めていかなければならないんじゃないかと考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

それからホームページの改善についてでございますけど、この町のホームページからポータルサイトへの誘導方法というのが、寄附金の使途をお知らせするなどということで、内容がまだよく合っていないということでございますので、やはり内容の改善というのは我々も図りたいと、そういうことであれば、図っていかねばならないんじゃないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
1番。

1 番（平田 康範 君）

やはり観光協会とか、それから商工会、観光協会なんか特にイベントなんかのあれもできるんですよ。例えば、シロウオ体験とか何か。そういったものをやはり観光協会との連携を図らなければ、返礼品の中になかなか厳しいわけですから、そこはやはりほかの団体との連携強化というのも求めておきたいと思っております。

それでは、次に、企業版ふるさと納税ですね。個人じゃなくて企業版ふるさと納税、これは正式な名称は地方創生応援税制でありますけども、今後の取組方針についてお伺いをさせていただきたいと。

企業版ふるさと納税は、国が認定しました地方公共団体の地方創生への取り組みに対して、企業が寄附を行った場合に、通常の損金計上に加えまして、法人事業税、あるいは法人住民税などの法人関係税が税額控除される制度となっておりますけども、損金算入による軽減効果、これは寄附額の約3割となっております。令和2年度の税制改正によりましてさらに充実されて、これも税額控除の寄附額の最大6割になり、寄附額が約9割減額された。そういったことから、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されているというような状況です。

ただ、この企業版ふるさと納税、これは企業の本社が位置する自治体ですね。佐々町に本社があれば、その企業からの寄附というのは認められないわけですけども、自治体側は個別のプロジェクトに関する地方再生計画、これを定めて国からの認定が必要であったわけですね。以前はですね。あったわけですが、今回の先ほど言います改正によりまして今日進められております。

まち・ひと・しごと総合戦略、これを、全体を地域再生計画として認定されることになっております。そのことからこの手続きが簡素化されまして、自治体も制度運用の需要が高まったということから、各自治体もこの企業版ふるさと納税への取り組みが拡大いたしております。

令和3年度の寄附額が、前年度比約2.1倍の約225億7,000万、件数では約2.2倍の4,922件となる企業版ふるさと納税、これを拡大することが、やはり今後増えてくると思うわけですけども、この企業版ふるさと納税、これやはり本町のこの政策面のアイデア次第では、やはり民間企業に取り組みをアピールして、そして寄附を募ることができる魅力的な制度でありますので、佐々町においても令和3年度に企業版ふるさと納税を導入をされておりますけども、導入されて、これは令和3年12月からですか、募集を開始されてはいますが、令和3年度の実績はないようでありますけども、令和4年度になりまして、この応援をいただいた企業があるのかを、まず、お伺いをいたしておきたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画商工課長。

企画商工課長（落合 健治 君）

ただ今御質問がありました企業版ふるさと納税の令和4年度の実績でございますが、1企業から御寄附をいただいているところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1番。

1 番（平田 康範 君）

なかなか佐々町の場合は大きな企業をなくして大変厳しいと思うんですが、佐々町だけじゃなくてよその自治体から、やはりこれは募集をお願いするためには、先ほど言いますようないろいろな取り組み、これをやっぱりアピールしていかなければいけないというようなことになろうかと思っております。

そういうことで、この佐々町ホームページでは寄附額を募集する対象事業というのが、まち・ひと・しごと総合戦略及びまち・ひと・しごと創生推進計画、これが閲覧できるようにはなっております。しかし、なかなかそこまでホームページからいくのが、ちょっと私自身してみましても、なかなか開くことができないんですね。ですから、やはりそこら辺の問題かと思うん

ですが。ある自治体のホームページ、これは直接、企業版ふるさと納税が閲覧できるようになっております。ポンと、ホームページから。さらには、これからPDFファイルでリーフレット、これが受け取ることができて、その町が、自治体が取り組みしております地方創生プロジェクトを詳しく紹介されております。

私が1回取ったのがこういうことですよ。リーフレットで出てくるんです。佐々町の場合は文字ばかりです。こういうふうな、やはりホームページというの也需要です。これも見れば、やはり興味を持って、ああ何の事業に使われているのかなと、これは3つの事業に使いますよってということで、ポンと出てくるんですよ。こういったやはりイメージづくりというの也需要になってくるんじゃないかと思えます。

それと、あと1点。ある県においては、この企業版ふるさと納税を取り組むにあたって、やはり県とそれから市町村、これが一体で取り組みたいというようなことから、企業版ふるさと納税連絡協議会、これを設置されて体制強化を図っておられる県もございます。

このようなのも協議会をつくりますと、例として上げてありますけども、様々な企業と意見交換ができましたと。あるいは、さらにはマッチングの場に参加できて、やはり町、あるいは市、村、これが取り組みしているこういったものの紹介もできましたというようなことで、やはりこういった協議会も、本県においても必要じゃないかなというような考えを抱きました。

幸いにして、町長はこの度、長崎県の町村会会長に就任されたわけですから、長崎県においても、このような協議会の設置について御尽力をいただければと思いますけども、どのような見解かですね。

それと、あと先ほど言いますようなこういったホームページ、これもやはり企業版ふるさと納税も変える必要があるんだと思いますけども、この点についてどのようなお考えかを最後にお伺いしておきたいと思えます。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

まず、ホームページの件が先に上がりましたが、これにつきましては確におっしゃるとおり、本町の企業版ふるさと納税ってということで、何か文字ばかりってということで、今、平田議員がおっしゃったように、なかなか分かりにくいということで、やはりこれにつきましては、他の自治体のホームページっていいですか、参考にさせていただきながら改善を図らなければならないんじゃないかと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、もう一つは県内自治体と一体となったということで、協議会の設置ということでございますが、これにつきましては県とか、それから町村会などと御相談をしながら検討をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

どちらにしましても、企業版ふるさと納税の増大を図るにしても、あらゆる方法を検討しながら、町としては善処しなければならないんじゃないかと、集まるようお願いをして、また善処させていただきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
1 番。

1 番（平田 康範 君）

それでは、質問を終わるにあたって、町長に一言申し上げたい。

実は、私も町長も任期が2年半余りなんです。残すところ。町長も御存じかと思うんですが、

お笑い芸人が「やればできる」って大声で言っているじゃないですか。ですから、やはり町が抱えている諸問題は、やはり議会とそれと執行と一体となれば何事もできます。

そういうことで、私も町長も同年齢であります。老体にむちを打って、共に頑張っていきましょう。そういうことで、私の質問を終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、1番、平田康範議員の一般質問を終わります。
25分までしばらく休憩といたします。

（14時14分 休憩）

（14時25分 再開）

— 日程第6 一般質問（永田 勝美 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、4番永田勝美議員の発言を許可します。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

それでは、私は日本共産党佐々支部を代表しまして、佐々町を、憲法が日々の暮らしの中に生き、平和で安心して住み続けられる町としていくことを目指して、質問させていただきたいと思っております。

私は最初に、町の基本姿勢について、いくつか質問させていただきたいと思っております。第1は、脱炭素社会の実現に向けた町の基本姿勢について。特に地産地消エネルギー対策について、質問いたします。前回の議会で町長からは、今年度策定する地球温暖化対策の実行計画の事務作業の後、計画の区域の施設編を策定するので、補助制度も活用してじっくり検討していきたいという旨の説明があり、エネルギーの地産地消、再生可能エネルギーの推進も、本町にとって大変重要な課題であると認識しているという答弁をなさいました。

そして、推進体制を構築していかなければならないので、時間をかけて研究していきたいとお答えになりました。今回の質問では、推進体制はいつ頃までにつくろうとお考えなのか、お示しさせていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

これにつきましては、9月の定例会でも同様の御質問をいただきまして、回答したところでございますけど、2050年のカーボンニュートラルの達成ということで、脱炭素社会の実現には世界的な課題ということで、議員も御承知のとおり、我が国でも2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするという宣言がなされているところでございまして、現在、国は実現に向けた各種の政策を打ち出しながら、各分野で推進が図られるところでございまして、本町といたしましても、この活用できる事業メニュー等があれば、積極的に活用していきたいと、今考えているところでございます。

そのような中で、本年度、地球温暖化の対策の実行計画、事務事業編の策定に向けて、現

在作業を進めているところでございますが、議員の御質問のエネルギーの地産地消とか、再生可能エネルギーの推進に向けて、補助制度の創設と具体的な取り組みを進めるためには、やはり事務事業のうちの、そののちの同計画の区域の施策編を策定する必要があると思っております。

この区域の施策の策定にあたっては、やはり町職員ではなく、町民の皆様方、それから事業者の皆さんを含む検討推進体制というのが構築必要でありまして、今年度に策定事業を行っている事務事業以上に、時間と労力を要するものと思っておりますのでございまして、区域の施策への策定については事務事業編の実施状況を踏まえながら、今後、検討、研究をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

前回とほぼ同様のお答えでございますが、今年度、事務事業を行うと、実行計画事務事業編をつくと。そのあとに計画の区域の施設編を策定するということですね。ですから、来年度以降、施策編というのが検討が始まるということで理解したいと思いますが、今、全国では、大変アクティブな取り組みが方々で進められております。

昨日私も聞いておりましたら、ボタニカル電池っていう取り組みが、実験企画っていうのが今やられているそうです。湘南の宝石、江ノ島を彩る光と色の祭典というのがやられていて、そこでボタニカル電池っていうのが動き始めているそうです。詳しい内容は今簡単に説明できませんが、要するに地面に電極を刺したら、植物の電解エネルギーで発電するという夢のような話なんですけど、実際に動き始めているということなので、そういう動きがあったりですね、あるいは前回も御紹介しました小水力やバイオ発電や小型風車や、あるいはそのソーラーパネルと、それからソーラーシェアリングです。ソーラーシェアリングの取り組みについては、農水省がホームページで出しておりました。営農型太陽光発電と言うんだそうですけども、営農型太陽光発電は太陽光を農業生産と発電とで共有する取り組みです。作物の販売収入に加え、売電による収入や発電電力の自家利用により、農業者の収入拡大による農業経営のさらなる規模拡大や6次産業化の推進が期待できますということで、既にもう動いているところがいくつもあるんですね。

大きいところでは静岡とか東海地方が多いんですけども、佐賀県でも、私こないだ鳥栖の駅の近くでそういうのを見てきました。実際に田んぼの上に、ソーラーシェアリングのパネル、要するに太陽光パネルを置いて、田んぼもできるし、発電もできるという動きなんですけども、そういうものが実際に動き始めています。こういう取り組みというのは、まさに2050年に目指してやるんだけれども、要するに地域によってすごい温度差があるんですよ。

私は佐々町の産業連関表から見て、いわゆるその地産地消エネルギー、要するにエネルギーっていうのはほとんど99%町外から入ってきている。だから町内で発電しているものって、もうごくわずかしかなんです。だから、そういう状況などを見ると、本当に今取り組みを始めていかなければならない。本当にアクティブな取り組みが求められているということ、ここでは申し上げておきたいというふうに思います。

次に、直面している政治課題、政治情勢課題について質問いたします。一つは、統一教会問題について、町内で被害に遭われた方々への働きかけについて、御質問したいと思います。まず第1点目に、町長は旧統一教会についてどのような認識を持たれているのかということをお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

いろいろ世間を騒がせているということでは認識しているわけですが、いわゆる靈感商法って言いますか、それぐらいしか私はよく分からないんですけど、そういうことで住民の方を靈感商法に引きつけて高いものを売ると。売って、これを資金にまた勧誘をするということで、そういうことをやっているのではないかということはお話を聞いただけでありまして、そういう詳しい中身についてはよく分かりません、私は。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

信仰の自由を守ることというのは、憲法が定めている重要な課題です。だからこそ宗教団体として様々な特典が与えられているわけですが、この政治家や自治体がこの統一教会、旧統一教会ですね、との関係を一切断つということは、今重要な国民や町民に対する責任だと考えます。

今、この統一教会についての被害者は全国におられると聞いています。そうした方々に対して、どのように働きかけていくのか。被害は経済的な問題にとどまらず、事件を起こした例などで言うと、1億円からの資産を教団に寄附して、そして一家が経済的に破滅したということだとか、あるいはその内心の破壊というべき洗脳によって集団結婚や違法な養子縁組、養子あつせん、加えて宗教2世の問題など、まさに反社会的カルト集団という実態が日々明らかになっています。

そうした中だからこそ、やはり被害者救済が呼びかけられるし、今回、被害者救済の新法も立ち上げられた。解散命令に向けた質問権の行使というのも行われているという状況です。私は、特に引き寄せて考えますと、ぜひとも町民の中にも被害に遭われた方がおられると聞いています。そうした方々が、やはり調べるわけにはいかないのですが、やはり名乗り出ていただくとか、相談をしていただくということが、サポートが進んでいくことにつながるのではないかと。一般の消費者相談の域にとどまらないサポートが必要だと思いますので、仮に町内に被害者、被害に遭われた方がおられるとすれば、一日も早く相談を受け、支援していくことが重要と考えますが、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、町の対応ということで、町内におられた場合は、いろんな個人の自由があるとは思いますが、やはりそういうことがないように、本町でも相談があった場合は消費者の生活センターと、それから法テラスとか窓口と一緒に、町としては対応しなければならないのではないかと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

是非、いわゆる消費者相談の一般ということではなくて、この問題は特別に今重視して、消費者相談を受けると同時に、あるいはその関係の、例えば多世代包括支援センターだとか福祉課だとか、そういったところとも連携したサポートっていうのが必要になってくるんじゃないか。いわゆる新法がどのように使えるかっていうのは、まだまだこれ待ってては、なかなかやっぱりうまくいかないということもあると思うので、もし相談があるならば、是非申し出て下さいという広報が求められているんじゃないかというふうに思います。

二つ目の問題です。第2は、農業畜産事業支援の問題について伺いたいと思います。

今回、町内農業者の間で今後の発展が期待されてきた畜産関係への支援について、質問したいと思います。畜産の飼料の値段が2倍を超えて上がっていると。ところが子牛の価格はコロナ禍以降低迷していて、本当に赤字という状況だって生まれているということで、先の展望が持てない状況があります。この間、頭数を増やしたり、そういう取り組みに進められてきたところもあるんですけども、今の国の飼料高騰支援では極めて不十分ではないかと、私は考えます。

実際に、農林水産課を通じて飼料支援をやっても、その値上げに追いつかない。値上げの半分くらいしか補填できないという実態があるのではないかと思います。町内の農業にとって、重要な畜産農家がこのまま大きな困難を抱えてしまえば、町としては本当に農業の衰退につながりかねないという問題だと思いますので、一つ絞っての話なんですけど、町としての緊急な支援を行うべきだと考えますが、いかがでしょうか。今の取り組み、現状も含めて、分かれば担当課からもお答えいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、我々のところ一番農家さんで主力が多いというのは畜産農家で、やはり多くの方が畜産に関わっていらっしゃる方がたくさんいらっしゃるわけございまして、今お話のように物価高騰ということで、飼料が2倍になったということで、やはり国際情勢とか円安等によって、なかなか厳しい現状に直面していらっしゃるということで、我々も思っているところでございます。

先ほど、申されましたように、国県による肥料とか飼料の価格の高騰対策としましては、令和4年6月から10月までの問題で、秋肥の対策をしようとして高騰した金額については、やはり8.5割を助成する制度っていうのが出されておまして、やはり肥料販売とかなんかも一応、申請をしていただければ、そういう高騰対策ができると。

それから、本町の独自の対策としましては、本年の9月の議会において予算議決をしていた後に、佐々町の肥料とそれから飼料を、価格高騰の対策の支援事業費の補助金っていうのを新たに設置するというようにおまして、令和4年1月から12月までに支払った肥料の、畜産農家における粗飼料について、それぞれの費用の10%を助成をさせていただきたいということで思っておりまして、当該事業については農林水産課の窓口において受付をするようにしておまして、来年の2月28日までに申請をしていただければということで考えているところでございます。

税の申告時期の申請と集中することも想定されますけど、申請漏れがないように、我々としては営農組合長とか、それから農協との関係機関とも連携をしながら、助成制度の周知を図らなければならないと考えております。どちらにしても、この価格高騰というのは、国県の助成事業と町の助成事業で算定方法が違っているわけございまして、考え方としましては、

国と県で8.5割、町の事業で1.5割の相当の助成を行うことによりまして、全体的な高騰に対する補填ができるのではないかと、町としては考えているところでございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

計算式がよく分かりませんが、値上げの85%は国と県がまかない、残りの15%については町が負担するようにしていますよと。そういう制度があるので活用してくださいというふうに、今おっしゃっていただいたかと思うんですけども、是非ですね、まだ上がっているんですよ、実際に飼料は。それで先ほどの数字、私もちょっと聞いていた数字なのであれですけども、100%になっても、実際に価格が下がっているの、子牛の値段は。やっぱり本当に大変苦しいのだという実態を踏まえて、漏れのないカバーをお願いしたいというふうに思います。

それでは、次にいきたいと思います。子育て支援について、まとめて質問させていただきたいと思います。子育て支援が求める背景については、今後述べていきますけれども、今回あげている各項目は、この間提案してきたことがほとんどです。なかなか進んでいない課題をまとめて出させていただいています。誰もが、子どもたちが健やかに成長してほしい、子どもたちの命を守りたいと願っている。しかし日本では、子どもや子育ての社会的なサポートが先進諸国の中で際立って弱く、働くことと子どもを産み育てることとの矛盾が広がり、出産・子育てが困難な国になっていると、このように言われています。

今年は国連で子どもの権利条約がつけられて30年、子ども権利条約は全ての子どもたちに生命生存、発達の権利、最善の利益を保障される権利、意見が尊重される権利、差別されない権利の保障、これをうたっています。今こそ子どもの権利条約が守られ、安心して子育てできる希望ある社会をつくるために力を尽くして、教育費など子育ての経済的負担の軽減、人間らしい生き方と暮らしの実現、保育・学童保育の拡充、子どもの命と健康を守る制度を拡充していくことは、今、政治の中心課題となっていると思います。

ところが、2019年10月から消費税が10%に引き上げられました。そして2020年からコロナ禍が続いています。そして2022年、今年はロシアのウクライナ侵略戦争に伴う原材料価格の高騰や、加えて円安の影響が加わった物価高騰、家計はかつてない困難にさらされています。物価高騰の金額は、世帯あたり年間7万円を超えと言われています。こうした中で、NPO法人キッズドアが11月に行った調査では、物価高騰が子どもの成長に悪影響が出ているという世帯が既に49%に及んでいる。半数の世帯が子どもの成長に悪影響が出ていると答えています。

また来年春には、電気代の大幅値上げが予定されています。世帯あたり月額で2,000円から4,000円もの負担増になると言われています。11月18日総務省発表の消費者物価指数、これは前年同月比で3.7%の増と。この3.7%という数字は、総務省の資料を調べてみますと、1981年以来、実に41年ぶりの大幅上昇ということになっているんです。このような中で、子育て支援の充実が緊急に強化すべき課題と考えます。これまで提起した子育て支援の取り組みについて、順に伺っていきたいと思います。

一つは、保育所の負担軽減についてであります。同僚議員から園児のおむつ代の支援について、さきの議会で質問がありました。毎日5枚のおむつに名前を書いて持参させ、使用済みのおむつを持ち帰らなくてはならない状況を改善してほしいという内容でありました。私も毎日の仕事で疲れ切った保護者の方が、ここまでやらなくてはならないのかと考えました。現状と今後の改善策について、説明いただきたいと思います。

保育の問題でもう1点。私のほうからは3歳児以降の副食費の支援について、どうなってい

るのかと。これは周辺の自治体が無償化を進めていく中で、佐々町だけが取り残されているのではないかというふうに考えています。まず保育所の負担軽減について、取り組みの状況、今後の取り組み等々についてお答えいただけますか。担当課長から。

議 長（淡田 邦夫 君）

はい、分かりました。

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

まず、保育所のおむつの件でございます。おむつの対応につきましては、現在、保護者の方に、先ほど御質問でありましたように、1日5枚程度、園児のお名前を記入したおむつを持参いただき、保育園のほうで必要に応じておむつの交換を行っているところです。さきの9月に御質問もありましたけれども、以前は園児のお迎えの際に使用したおむつをお返しするというふうな対応をとっておりましたけれども、本年9月からは使用したおむつは保育所のほうで処分する方法に取り替えているところでございます。

先ほどの御質問のように、保護者のおむつ持参等を、そういった負担を軽減してはとの御質問ですけれども、現時点ではそうした対応は担当課として考えてはいないというところでございます。

また、保護者の方には、おむつに子どもさんのお名前を書くなど、確かに手間は生じてくるのかもしれませんが、それぞれの園児のアレルギーの問題など事故防止対応に係る保育士の負担増も御理解をいただきながら、引き続き御協力をいただければと考えているところでございます。

それから、保育料、副食費の負担軽減についてでございますけれども、副食費の負担の現状としましては、3歳児以上の保育料無償化というふうになっておりますので、3歳児以上については副食費の負担がでございます。

それから、3歳未満児につきましては、副食費が含まれるというふうなことでの保育料というふうになっております。まず、3歳以上児の副食費についてでございますけれども、所得階層で推定年収約340万程度を超える世帯につきましては、月々4,500円の御負担をいただいているところでございます。

なお、ひとり親世帯につきましては、この推定年収が少し緩和されているというところでございます。

次に、3歳未満児における保育料につきましては、国の基準の保育料無償ラインという推定年収が260万ということで、それ以下というふうになっているところでございます。町の独自負担軽減策としまして、保育料の無償化ラインを推定年収330万という形で拡大をさせていただいておまして、推定年収330万を超える世帯に係る保育料につきましては、国の基準保育料でいきますと3万円でございますけれども、これを2万2,000円として軽減をし、また推定年収640万を超える世帯につきましては、国の基準保育料が最高限度額10万4,000円まで上がってまいりますけれども、これも保育料上限額が4万円となるよう負担軽減を行っているところでございます。令和3年度の実績ですけれども、一般財源で3,400万円を投入しているところでございます。

こうした現在の保育料負担軽減のさらなる拡大につきましては、令和4年7月に子ども・子育て会議のほうからの答申で、当面は保育料の負担軽減よりも保育の質を求めるといった意見が多かったように認識をしているところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

時間がないので、なかなか議論というふうにならないのですけれども、私は、今回の7月に行われた答申というのも、実際に今のような物価値上げを想定していなかったのではないかと。そして、本当にこの子育て世帯のところが一番きついですよ、所得がね。

そして今、例えば、子どもさんがコロナにかかって、そして、小学校が休校になりましたと。そういうときに親も休まなければいけない。そういうときにも、その分の支援というのは、特別にあるわけじゃない状況です。

そういう中で、本当にコロナもあり、物価高もありと。経済的に厳しいんですよ、とにかく。ここを、やはり今のままではやっぱり駄目だと私は思います。是非とも拡充をお願いしたいということを申し上げておきたいと思います。

学校給食費の問題について。この間、川棚町で来年の1月から無償化と、給食費の無償化が行なわれるという報道がありました。佐々町でも、是非実現すべきではないかと思えます。

この間、いろんな議論の中で、教育長は生きた教材として給食を活用する取り組みを行っているが答弁されて、改めて私、法的根拠を考えてみました。

憲法26条で義務教育は無償とすると定めています。学校給食法第2条には、学校給食は食育であるというふうにしています。すなわち給食も義務教育であり、無償化することが当然だということではないでしょうか。

是非、先ほどのような社会状況の中で、今こそ学校給食無償化、踏み出すべきではないかと思いますが、町長いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

現在の学校給食というのが、小学校におきまして、1食あたり240円ですか。それから、中学校が290円の保護者負担で運営されているわけでごさいます、本町においても、議員の御承知のとおり、学校給食の負担の軽減事業というのも今現在行っているわけでごさいます。

さきの定例会でも、答弁の繰返しになるわけでごさいますけど、現在、給食費の負担軽減に係る決算額というのが1,900万円程度になっておりまして、仮に給食を全額無料にした場合は、一般財源の支出額が4,000万円程度の追加予算が必要であるということで、総額5,000万円程度の財源が必要になるのではないかということを考えておりまして、学校給食の全額無償化というのは、なかなか財政的には厳しいと言わざるを得ないという考えを持っていますので、御理解をいただければと思っています。よろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

学校給食は、佐々町は学校給食の支援といえますか、これは長崎県のトップランナーを走ってきたというふうに私も思っております。そのことは誇りにすべきことだというふうに思います。

ところが、実際には、そういう川棚のような事例も出てきた。川棚の場合は、当面、1月か

ら3月で、4月以降についてはまだ決まっていないみたいですけどね。そういう状況だそうですね。

ですけども、根底には、やっぱり先ほど言いましたように、消費税の値上げやコロナ禍や、今度の物価上昇というのがあるわけです。そして、賃金は上がっていないんです。最低賃金は上がったけど、その中間層と申しますか、中間層でもないんですけど、若年世帯の労働者の世帯は給与上がっていません。大企業が少し上がっているだけなんです。

だから、そういった意味では、今が一番きついときなんですということ踏まえて、是非、一遍に全部じゃなくても、例えば、2人目の方について今半額なんですけど、これを10割にするとか、あるいは1人目の方、今8割なんですけども、これ5割にするとか、そういう支援の拡大を是非求めておきたいというふうに思います。

次に、すみません、時間がなくなったので、給付型奨学金についてはちょっと割愛します。

子ども医療費の無償化についてです。県が、18歳まで無償化にするとということになりました。これによって町の負担というのは、いくら軽減されるのか。あるいはその県の18歳までの医療費無償化というのは、現物給付になるのかどうか。このことについて、今お分かりであれば、担当課からでもお答えいただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

高校生の福祉医療の分につきましては、今現在300万円ほどかかっておりまして、細かく言うと350万ほどですけども、この分が県のほうからの助成というか補助になるというふうな形になります。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

現物給付かどうかについては分からないというのが実態ではないかなと思います。それで、今、佐々町は現物給付をしているんですね。だから町内の先生方にかかったときは、病院や薬局では無償になっているんですけども、佐世保に行くとか、あるいは長崎に、場合によっては、病院にかかるときには償還払い方式になるんですね。

本当に大変不便で、お金がないと病院に行けないという事態は変わらない。しかも、救急車等で運ばれると、例えば、佐世保市の総合病院に運ばれたりすると、その分は、特定病院に対する負担というのがありまして、かかりつけじゃないところには、でない方は、全部5,000円余分に払わんといかんという状況があります。

そして、自己負担額なんですけれども、要するに医療費無償化とは言いながら、基本料金はかかるわけですよ。800円、1回800円かかって、月額1,600円まで負担しないといけない。だから、全くただではないんですね。

この自己負担額を補填することを町長はずっと目指しているというふうにお答えになっておりました。

今度、18歳までなったから、もうその分で町がされるのかなというふうに思いましたが、町長いかがですか。1回、自己負担800円というのは安くはないと思うんですよ。子どもさんが2人いて受診すると、風邪2人ともひいて受診すると、月に3,200円まで自己負担となるんじゃない

のかなというふうに思いますし、やはり安心して受診できるという制度にすると、やはり自己負担額そのものもなくす必要があるのではないかと。全国では、既に10の県で無償化されていますし、県庁所在地の自治体では21の自治体で自己負担なしというふうになっているんですよ。

これは是非、佐々町が先鞭をつけて無償化スタートしていきたいと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど佐世保市の償還ということは、佐世保市の医師会とは現物給付で話合いなされていますよね。（住民福祉課長「これから具体的に。」）これから話合いをするということで、お話お聞きしております、一応、先ほどの御質問でなかなか現時点での町独自のということで、福祉医療費の無償化というのは、やっぱり具体的な検討は行ってないわけでございますけど、先ほど高校生については、県のほうが保障するというので、来年度から高校生の医療費を無償化するというので、来年の予算で多分決まってくるのではないかと考えています。

しかしながら、やはりなかなか難しいわけございまして、やはり先ほど申しましたように、令和5年4月にはこども家庭庁もできるわけございまして。やはりその中で、国における子ども政策というのが幅広く議論されるんじゃないかということで思っております、そういった政策の流れも参考にしながら、町としましても、やはり福祉医療費の無償化については、やはり十分検討していかなければならないのではないかと考えておりますので、御理解をいただければと思っています。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

町長は、こども家庭庁に大変大きな期待をお持ちのようですけれども、何か国会の論戦を最近見ていると、要するに軍事費の増大・増税っていう話はいっぱい聞こえてきますけども、こども家庭庁で子どもの福祉を強化しますという話は、ほとんど報道もされないですね。

だから、私は、そんなに甘くないんじゃないだろうかと。私たちが、そこを待つとくわけにはいかないだけの厳しさが今あるんですということを申し上げたいわけです。

要するに、町民の暮らしそのものは、子育て世帯の生活ってそんなに楽じゃないんだ、待てないんですっていう状況を是非御理解いただきたいというふうに思います。

町民の命と暮らしを守るっていうのが、やはり町の行政の最大の課題だというふうに思うんですよ。健やかな子どもの成長を保障すると。子育ては、町が見ますというのが、やはり基本だと私は思います。

そういう角度から見れば、やはり今の対応というのは、ちょっと残念かなと。国のこども家庭庁が動き出すのを待ちますって。あんまり期待できないのではないかと。もちろん動いてくれたほうがいいし、言っていないといけないと思うんですけども、それは、そんなに期待できないのではないかと。やはりちゃんと町民が安心できるためには、町としてできることはやるということに足を踏み出す必要があるというふうに考えています。

同じように、子どもの国保税の均等割の軽減の問題についてです。

均等割の廃止、引下げについては、この間、何回も質問してまいりました。国が未就学児童

の均等割を半分だけ軽減するという事で、残りの半分を町として負担できませんかということをお願いしました。金額は105万円あれば無償にできる。

ただ、町長は、この間、県下の国保の保険料の一元化だとか給付の一元化だとかに大変こだわっておられてまして、それで、その保険料一元化という、県のレベルに合わせると、町内の保険料は上がるんですよ。実際に負担をこれ以上増やせということなのか。

今は、前にも申し上げたとおりですけども、子どもさん1人あたり年間1万4,000円負担になります。それは、子どもさん1人あたりなんですけど、小学校1年生になったら、その国保世帯の子どもたちは、さらに1万4,000円負担が増えるんですよ。

国保の世帯というのは全体の3分の1ですから、あと3分の2の子どもたちは生まれたときからただなんです、その分はね。ところが国保の世帯の子どもたちだけが、1人あたり1万4,000円ずっと払っていかんばいかん。小学校1年生になったら2万8,000円払わんばいかんというのが、今の制度なんですよ。

これは誰が考えたっておかしいでしょう、不公平でしょう。だから、均等割なくしてほしいということをして市町村会も、市町村長会も国に対して要望されているわけです。知事会も要望しています。

ところが、なかなか国の制度にならない。だから、もうしびれを切らして、市町村単位でこれを無償化しているところがあるわけです。現実には、これはやっぱりかなり広がってきているわけですけども、佐々町はあと105万円出せば、とりあえず小学校1年生までの均等割無償にできるのに、これをなかなかやらないというふうに言われます。これはやっぱり改めるべきではないかと思いますがいかがですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

これも前回の定例会のときにもお話をさせていただいたと思っております。今年度から国保の子育て世帯におけるということで、経済的な負担を軽減するという事で、未就学児の均等割の5割は軽減するという制度改正がなされたところでございまして、これもやはり我々としましても、先ほど永田議員がおっしゃったように、国保の保険者や県とか市町村の皆さんが、要望活動が実を結んだんではないかと思っております。今回の改正では、未就学児だけで対象ではありますが、やはり軽減措置の5割ということで、やはり今後は、先ほど永田議員がおっしゃったように対象年齢と、それから措置の拡大について、引き続き国に対して、やはり要望していかなければならないと思っております。

均等割の軽減にあたっては、不足する財源というか、補填するのは国の財政措置が不可欠となるのではないかと考えていますので、やはりこの点もあわせて要望を行いながら、我々としましても町村会、それから、国、県とあわせて、一緒になって取り組んでいかなければならないと、我々としては考えておりますので、どうぞ御理解をいただければと思っています。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

そのとおりなんですけど、やっぱり理解できないんです。町長がおっしゃるものはそのとおりだ。それ言うのは、国が本来その分については制度を変えて、均等割については廃止をするというのが筋なんです。それはそのとおりなんです。けれども実際に困っているのは町民なん

ですよ。町の子どもたちがそういう不公平な状態に置かれているわけですよ。それはおかしいでしょうと。それを国がやるまで待ってくださって言うのか。町民に対する施策を行うのが町政でしょう。町の財政を維持することが最大の目的じゃなくて、町民に対する施策をやって、持続発展可能な佐々町をつくっていく。そういう安心して住み続けられる町をつくるのが町政だと私は思いますが。町長いかがですか。子どもたちにそのことを待てというふうに説明しますか。要するに町として105万円出せないのかって。105万円出せないんだったら、本当に出せないんだったら、それやったら、町として募金を集めてでもやるべきだと私は思いますよ、105万円ぐらいのお金をどうしてやらないのかと思いますがいかがですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

これも前ちょっと話したんですけど、やはり国保財政っていうのが、やはり永田議員も御存じのとおり、なかなか特殊な財政でございまして、先ほど言いましたように3分の1が加入していないということですね、全体の町民の方の3分の1。それに対して、やはり町としての一般財政から補うのをやるのかと。国保財政からやらなければならないですね、もし補填する場合は。そしたら国保財政が、財政から補填するって言っても、やはり今の御存じのとおり国保財政というのはなかなか厳しいわけでございまして、やはりその中から範囲とか措置の内容にもよるわけでございますけど、やはり基金の取崩しとか、一般会計からの繰入れという形で補填をしなければならない。そういうことが、なかなか難しいところが国保財政ということでございますので、やはり単年度収支が赤字という状態が続いている中で、これを今回、今後の国保財政の安定的な運営ということを考えれば、保険税の改定があれば、また話は別ですけど、将来的には県下で統一的な適用に向けても、なかなか今のところの本町の財政というのは厳しいのではないかと考えておりますので、御理解をいただければと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

残念ながらやっぱり理解できないですね。やっぱり1億からの国保には基金があるわけですよ。だから、実際に105万円ずつ出していっても100年間もてるわけでしょう、基金だけ見れば。それだけ基金あるんだから、それだけ出せばいいじゃないか、それぐらいは。

だから、10年もかけたら、もう5年も10年もかけるんだったら、国に制度を、それまでには実現してもらわばいかなんでしょう。その間は、基金から出して対応するっていうことが絶対私はできると思いますし、やらなくてはならないと思います。そのことを申し上げておきたいと思います。

次に、町内交通の充実に向けて、高齢者の外出支援の状況については、利用率の状況、その後、まだよく分からないということみたいですので、循環バスのことについて質問したいと思います。

この間、何も検討もしていないというお答えがずっと続いておりましたが、今後もやらないというふうにお考えなのか、そのことを簡潔にまずお答えいただきたいと思えます。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

循環バスについては、いろいろなことを前、検討させていただきました。やはり町営での導入というのは困難であるということで考えておりますので、今、検討を行っていない状況でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

私は、要するに町民の交通に対する要望、これについて、例えば高齢者の外出支援をやっているということ、このことはなかなか県下でもそんなに多くない取り組みとして進んでいると思います。しかし、これでカバーできない問題がまだある。例えば、子どもさんの学校から山道を1人で帰る子どもさんがおられるとか、それから、要するに、やはり送迎ができなくて、病院に行くのにやっぱりかなり苦勞されるという高齢者の方がおられると、そういう方々もいらっしゃいますし、本当に買い物に行くのにもなかなか、晩御飯のおかずを買いに行くにも町まで出るのに、車の免許を返納した方が本当に困っているという状況なんかあるわけです。

実際にそうした方々の町内交通に対する要望というのについて、どのようにしていくのかということについて、お考えを示していただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

やはり移動支援というのは大変重要なことでございます。やはり、高齢者になれば買い物とか、それから医療、特に病院に行くのに苦勞するわけございまして、私はバスを利用するにしても、バスで行けないところもたくさんあるわけです、場所的にいけば。普通に通らないところもある。そういうことを考えればなかなか、玄関から、例えば病院、スーパーに行くにしても、タクシーというのが一番私は便利だと思って、そういうタクシーにしたわけです。そして、タクシーの会社も、今3社あるわけでございますので、待ち時間もそんなにないということで、我々としては、お年寄りの方について、高齢者の方については一番便利な移動手段じゃないかと。

ただ、今、ちょっとお話を聞いたところによると、お金は半分に、2分の1になったわけですから、500円なら500円、金を持っていかなければなかなかタクシーに乗れないところがあるということで、今までとちょっと違うところがあるんですけど、それで枚数とか増えましたので、町としては前より格段に便利になっているのではないかと考えておりますので、どうぞ御理解をいただければと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

この問題も先ほど申し上げたことに答えられていないのは、要するにタクシー助成はいいんです。前進してきた。もちろん一部負担金のこととか、今、言われたように改善を求められるとかもあるけれども、それでカバーできない人たち、75歳以下の方々や、それから、免許を返

納された70歳ぐらいの方々、それから子どもたち、様々に、まだまだ足りないんです、実際に。それで病院に通うにしても、75歳になったら半額保証してくれるけど、それまでは3割負担をしながら、病院代もタクシーで行かんばいかんということになるわけだから、今の町内循環バスというのは、そういう人たちをカバーできる対応ではないかということで、ずっと御提案してきたという経過があります。是非、そのことについてお分かりだと思いますので、検討を進めていただきたいということを申し上げたい。

新型コロナの問題です。第8波の感染拡大が進んでいます。今、大体、町内で1か月250人ペースぐらいです。これは、きのう、大体、今1日1,000人ですね、長崎県が発表している数字が。実際には、これは重症が懸念されない無症状の方々というのは入っていないので、本当はもっと数が多いんだろうと思うんですけども、このままいくと、3か月後ぐらいには、大体町内で4人に1人がコロナに感染するという計算になります。

検査キットの配布のことについては、始めるというふうに、きょう、行政報告でおっしゃいましたけれども、今、先ほどもちょっと言いましたが、子どもさんが休むときに保護者が仕事を休まないといけない、そういうときに補償って何かあるんでしょうか。そういう補償の制度ってというのが、今、使える制度があるんでしょうか。あったら教えていただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
しばらく休憩します。

(15時16分 休憩)
(15時17分 再開)

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

議員の問いに合わせまして、休業補償の部分につきましては、当センターのほうでは確認ができませんので、申し訳ありません。よろしくをお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

検査キットの配布については、医療機関と、それから障がい者施設、介護施設について、1人あたり5個ずつ配布するというお話でありましたので一歩前進だと思います。歓迎したいと思います。是非、これ以上の感染拡大を起さないことをということを思うわけです。

ところが、今、子どもさんの中での感染数がかかなり多くて、中学校や小学校も臨時休校になったりする。なった家の、感染した子どもさんの家族の方が仕事に行けないという状況なんかもあるんだと思うんです。そういう方々へのサポートってどうなるんだろうかなということ、是非、町としても強化していただきたいというふうに思っています。とりあえずコロナの問題については以上です。

それから、くらし・福祉の充実の問題について、生理の貧困に関わって、先日来ずっとお願いをしてきた中学校のトイレに生理用品を配置するということについて、この間、中学校でも

議論をしていただいて、現状は、保健室に近いトイレ1か所に設置をしましたということですが、まだ利用がない。利用がないのは、やっぱり設置箇所が1か所で保健室に近いトイレだったために使われていないのかなということでありました。今後、拡大していくということであります。中学校の状況を見ながら、小学校では現状判断して進めていきたいというお話でありました。

きょうお話したいのは、いわゆる公共施設のトイレに生理用品の設置というのはいくつかできないでしょうかということ。そのことについて、町のほうで検討されておればお答えいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

町内の公共施設への生理用品の設置ということで、今、永田議員からお話がありました。役場庁舎とか公共施設、公民館など、町内の公共施設がたくさんあるわけですが、現時点では設置をした施設がないわけですが。

生理の貧困につきましては、悩みを抱えていらっしゃる方々と言いますか、主な年齢層として10代から20代の方が多いと認識しておりますが、本町においては、先ほどお話がありましたように、中学校への設置を開始したばかりでございまして、一方、公共施設へもということで永田議員がおっしゃいました。この施設を利用されている住民の皆様方がどういった方々であるのか、生理の貧困問題を抱えている方が利用しやすいような環境であるかなどと、やはり施設ごとに分析と検討を行う必要があるのではないかと考えていますし、今後、そういう取り組みについても全国的な施設があると思いますので、その取り組みも参考にしながら、施設ごとの必要性とか課題というのを、整理をして検討していかなければならないんじゃないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

私は、この取り組みは中学校でやられたことに学ばないといけないだろうか、まずやってみたらいいんじゃないかと。要するに使う人がおられれば、必要がなければ使わないわけですから。使う人がおられれば続ければいいし、全然使われないということであればやめたらいい、そういうものではないだろうかと思っておりますので、御検討いただきたいと思っております。

それから、最後の質問ですけれども、町立保育所の人材確保の問題について、正規職員の採用を急ぐべきではないかと考えています。これは、保育士と、それから看護師を是非、正職員で配置する必要があるのではないかと考えています。

今、7月の答申以来、公立保育所については、質の向上、質を担保するというのを公立保育所の役割として求めるという答申が出されたんですが、保育所の質を担保するのは、やっぱり職員だと思うんですよ。その中心になるのは職員だと思いますし、今、全国で保育所での虐待というのが問題になっているでしょう。私は直接の関係があるとは思いませんけれども、思いたくありませんけれども、いわゆる民間委託を全国的に進めてきた中で、残念ながら、ああいう事態が起きているのは、民間の保育所なんです、みんなね。だから、それを考えるときに、いわゆる児童の虐待とか、やはりきちんとした教育が必要だし、そして、そこで働く保育士さ

んたちが生きがいを持って働けるような、そういう環境の整備というのが必要になるんだと思います。

今、佐々町の保育所は、常勤の保育士さんは全て40歳以上なんです。だから、今、そういう方々が支えていただいている。若い職員もおられるんですけど、みんな、いわゆる非正規の方々なんです。だから、そういう意味では、今後、公立保育所の質を担保していく上では、やっぱり世代、母親世代と近い世代も含めて、幅広い年齢構成の保育士が必要だと思いますし、それから、医療ケア児がずっと毎年のように、今入っていますから、看護師さんが安定的に必要なだと思います。医療ケア児に対応するのは、今、非常勤の看護師さんなんです。それでは、なかなか安心してというふうになかなかならないだろうと。やはりきちんといろんな研修にも行って、そして、勉強もしながら対応していくためには、やはり常勤職員の看護師さんが必要ではないだろうかと思います。

仮になんですけど、私はずっと町立保育所を公立でいくべきだと思うんですけど、今、住民福祉課にも保育士の免許を持った方って何人いらっしゃいますか。要するに、仮に民間の保育所、公立保育所がなくなったとしたら——（議長「永田議員、申し訳ございません。質問中ですけども、あと2分になっています。」）分かっています。

やはり、そこに指導するためには、やっぱり保育士や看護師のキャリアを持った職員が必要なんです。だからそういうふうにも考えても、絶対、今、この確保というのは必要だと思います。これを怠っていけば、仮にこども家庭庁の話がありましたけども、来年良くなるかもしれないというふうなことになるれば、人が今度は確保できなくなります。要するに、自治体のそういう人が、募集がいっぱい全国から出れば人は確保できなくなります。これはやっぱり需給のこの間の現状から明らかだと思いますので、是非とも正職員の採用というのは、どんなことがあっても今やるべきだということを最後に申し上げて、質問を終わりたいと思います。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

以上で、4番、永田勝美議員の一般質問を終わります。
しばらく休憩といたします。

（15時26分 休憩）

（15時35分 再開）

— 日程第6 一般質問（永安 文男 議員） —

議長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、7番、永安文男議員の発言を許可します。

7番。

7番（永安 文男 君）

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告書にもとづいて一般質問をいたします。

質問事項は、機構改革による組織体制見直し後の業務推進と地域猫の取り組み対策、それに交通安全対策についての3項目に、それぞれの質問要旨によりお尋ねをいたします。

私は昨年7月の定例会で、町長の政策を推進するためにこれからの組織体制をどうするかという質問をしたわけでありますが、令和4年4月1日から機構改革が行われ、大きな目玉である多世代包括支援センターの設置と庁舎建設室の新設がなされました。総合計画に位置づける

施設の推進、効率的・機能的な組織編成による事業推進の強化を目指すとした組織体制の業務推進はどのようなものであるか。また、その成果達成はどうであるかということで、まずお尋ねをしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

この前、機構改革と言いますか、機構改革を行いまして、先ほどお話がありましたように、多世代包括支援センターというのを新設して半年が、今、経過したわけでございます。大きな目的でありました保健と福祉、それに関する相談というのを窓口の一本化ということで、つきましては住民の皆様がだんだん周知を図れてきておりまして、子育て世代から高齢者・障がい者の方々の来所とか相談が増えているということをお聞きしているところでございます。

特に成果が感じられるのは、複合的な課題を抱えた所帯の相談に関しまして、やはり関係職員が連携を取りながら対応をしやすくなったということではないかと思っておりますし、その結果、やはり早期解決につながりながら市民・住民の皆様方の安心した生活につながっていくのではないかと、町としては考えているところでございまして、また、コロナ禍の中で生活困窮に関連している相談というのが、今、大変多くなっているということで、同じ福祉センターの中に社会福祉協議会ともやはり連携が取りやすくなったということもあるわけでございまして、そういうことをしながら、やはりやっているところでございまして、まだあの半年の経過のために、本来想定しておりました目的が全て達成できているということは考えていませんけど、やはり今後の取り組みにおいて少しずつ楽しく子育てができて、年を重ねても安心して住み続けられるまちづくりというのを目指して取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞ御協力をいただければと思っています。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（永安 文男 君）

委員会等でいろいろ御説明を受けた中で、地域まるごと相談窓口として、子育て世代から高齢者・障がいのある方々などの相談対応に連携が取りやすくなっているというふうな町長からの今、お話でございましたけれども、これはすばらしい成果だというふうに思っております。

総合福祉センターの建設当時を思い起こしますと、やはり福祉と健康・医療の三位一体としての整備理念というのがここで結実しようとしているのではないかなというふうに、私としては思っているところでございます。

そこで、多世代包括支援センターにおける共生社会、新年度の予算編成方針等でいろいろ共生社会という文言をうたっておりますけれども、この共生社会の実現に向けての実態はどういうふうに捉えておられるのかお伺いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

多世代包括支援センターにおいて、相談窓口を一本化したということでよりまして、やはり各分野からの多くの相談があるということで、佐々町全体の地域課題が明らかになると、

なってきたのではないかと考えておりますし、その多くはやはり世代とか制度ですね、こういった地域共生の考えを持って、やはり地域の方々の御理解とか御協力をもとに解決していることとなるのではないかと考えています。

また、来年度に策定予定の保健福祉総合計画も着手が始まっておるわけでございます、その協議会となります地域共生推進会議において、やはり地域共生に向けた地域の課題解決に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（永安 文男 君）

今、地域共生課題、地域共生推進会議ということで、そういうふうな組織立てを行いながら地域の総合的な地域課題に、解決に向けて進むというような町長からのお話でございましたけれども、この地域共生推進会議、いろんな形の中で、いろんなそういう協議会とか福祉の関係があるわけですが、そういうのが総合とされて、一つの佐々町の地域福祉の具体的な対策が講じられるというふうなことだと思いますので、それで総合的な地域福祉計画を立てるということであろうとお話、今伺ったわけですが、これに対して、そういうふうないろんな各分野のそういうふうな課題が集合されるということになれば、佐々町はまた地域福祉の推進に大きく寄与するものというふうに思いますので、期待をしていきたいと思っております。

次に、項目を書いております、障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができる、民間でできることは民間委託するというような、町長従来からそういう方針で政策等をやっておられたと思いますけれども、その辺で、障がいのある方等の対応、それをどういうふうにお考えかお尋ねをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

障がいのある方の地域の自立支援ということで、やはり障がい福祉サービスの利用を中心に行っているわけですが、多世代包括支援センターの設置とともに、今年度から障がい者の福祉事業所、民間との定期的な会合というのを開催しているところでございまして、その中で、障がいのある方の活躍の場とか、障がいの理解の促進の場として福祉センターと、福祉センターを拠点として多世代の交流事業等を今予定しているところでございまして、高齢者支援と同じように、障がいのある方も安心して暮らしていただけるように、民間の方々とも連携をしながら、支援体制というのは進めていかなければならないのではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（永安 文男 君）

このような事業所があるわけですが、民間との連携ということでいけば、具体的にどういふふうな対応が現実としてされているのかというので、町長、御承知であればお示しいただきたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）
多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

議員御質問の民間との具体的な連携の方法ですけれども、今、町内にあります障がいの福祉サービス、事業所、又は相談支援の関係の事業所等、毎月1回、又は2か月に1回ほどいろんな会議を開催させてもらっております。

その中で、先ほど町長のほうが申しました、福祉センターを拠点とした多世代交流事業ということで、町内で事業所を利用されている職員、そして利用者の方々と共に福祉センターを利用している各ボランティア団体との交流も深めまして、ひとつ丸ごとの市場を開催して、地域の方々に少しでも御理解ができないかというところで図っております。

また、各事業所において相談の内容等、お一人お一人の相談事がありましたら、その支援会議等をして、その方への解決に向けた対策も図っているところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（永安 文男 君）

ありがとうございました。現実的に、今そういうふうな、それぞれ事業所、B型支援とかいろいろありますよね、各それぞれの地域に。その地域、地域での皆様方の対応者と会議をなさっているということで、いろいろ効果があるかと思えますけれども、この地元の方とその事業所の方との会合ということでいけば、そういうふうなことも設けられて、そして、地域貢献を事業所がするとかいうようなことも考えられるんじゃないかと思えますけれども、その辺のこともいろいろと、地元根差したそういう事業所とするためには対応いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

事実、その事業所の方が地元貢献をしたいというようなこともお話されるんですよ。それでいろいろ公園の草を刈ったりとか、いろんなところで、そういうふうな対応を地元の人と接触してやりたいというようなことも聞きますので、そういう部分では、いろいろ意見交換されるときには提案を、町側の提案とか、そして今、通所をされている方の意見というのが反映されればと思えますけれども、ただ、私が聞いたら、そこの事業所に行くのに、今、その個人的な人が1時間とかしかいけないとかいうような、何か問題が。だから、もっと、本来ならそこで仕事に行っているという感覚を持たせる、持ってもらうために行きたいんだけど、1時間でカットとかいうようなことを親御さんから聞いたことあるんですよ。だから、そういうところも含めて、共生社会と言えればいろんなことで意識を持たせるという方法もあるんで、今後ともそういうふうな相談があるときは、いろいろと対応をお願いしたいというふうに思います。具体的な話になって申し訳ございませんけれども。

次に、移りたいと思います。

医療的ケア児の支援についてということで、項目あげておりますけれども、御承知のとおり、人工呼吸器の装着や痰の吸引などは日常的に必要な医療的ケア児と、その家族を支援する法律が、今年の9月に施行されたということでございます。御承知と思えますけれども。

この中で、県の医療的ケア児支援センターというのが開設されて、そしてサポート強化すると県のほうから、これは新聞記事の話なんですけれども。県北のほうには、ケア児の訪問診療や一時的な預かり施設の環境整備が不十分というふうなことを伺っているわけなんです。だからそういうところで、県は地域医療、福祉、市町との関係、そういう情報等の共有をして、これ

らの機関が共有しながら必要な支援を実施するというふうに県は話されているわけですが、この辺のことで佐々町の支援はそういうことを踏まえてどのように考えておられるのか、町長なり、支援センター長でもお願いしたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

日常的に医療というような必要とする医療ケア児という方々が当町にも数名おられるわけでごさいます、一言で医療的なケア児と言っても、身体的症状の程度とか、必要な医療ケアを、それから抱える障がいとか、取り巻く環境によって様々変わるわけでごさいます、長期の入院を余儀なくされたり、入退院を繰り返されたりしながら、当町での在宅生活を御家族様と一緒に一生懸命おくられているという方もおられるわけでごさいます、御家族は入退院への不安とか、子どもさんの成長への不安とか、保育園等の預け先への不安とか、制度の利用時の煩雑な負担があるということで、生活する中で多くの御心配と御負担が不安におられるということで思っております、この世の中で、当町の医療的ケア児とその家族への支援にしましても、入院中であれば入院中から退院までに向けて御支援を大切にしながらやっているところでごさいます、かかりつけの病院と連携を図りながら関係機関と情報共有を行いながら、必要な支援をつなげているというところでごさいます。

また、退院後も町としまして定期的に訪問しながら、様子を伺いながら、御心配と御負担が解決できるような、必要な支援をつなげるようにしていきたいと考えているところでごさいます、子どもさんの成長に伴いながら、就園とか就学を迎える頃には、やはり保護者の皆様方の御意向に沿いながら、保育所とか教育委員会と、またそれを連携しながら支援策を考えているところでごさいます。

保護者の皆様方が抱える負担の全てを解決するということがなかなか難しいわけでごさいますけど、保護者の皆さん方に寄り添いながら、今後も定期的な訪問とか関係機関との情報共有をしながら切れ目のない支援を目指さなければならないのではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（永安 文男 君）

ありがとうございます。以前、9番議員の一般質問の中で、ケア児が佐々町で何人ぐらいいるのかという話の中で、6人ほどいらっしゃるという話。それで、県下では405人、現在いらっしゃるそうなんです。それで、私がお尋ねしたそのケア児の対応の支援、それぞれの関係機関と一緒にあって、連携を取ってケア児の支援をしていくというお話でしたけども、具体的にそれぞれの家庭の中に入れて支援をすると、町長の先ほどのお話では、病院の訪問看護と言いますか、訪問をして対応するやり方、それから退院のときのお世話、それぞれ部分、部分、支援センター長も含めて支援センター職員が対応する部分、医者が対応する部分、いろいろあると思うんですけども、その辺をまとめて包括支援センターあたりはどのようなふうな支援体制でやっていかれるのかを、ちょっと簡単にでも結構ですので、センター長からでもお願いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

町長のほうからの話にもありましたとおり、必ずしもまず入院の時点からというわけではありませんけども、まず医療的なケアを必要とされるお子さんの多くが、病院から退院されるとき、その時点で医療機関のほうに私たちも出向きまして、関係機関、在宅のほうで関わる関係機関、関係部署とともに、まずは一つになりまして支援策を講じております。その中で、在宅の戻るまず準備をいたしまして、そこから各部署の各関係機関の役割をそれぞれ担いまして、日々の生活のほうを支援をしているところです。多世代包括支援センターのほうとしましては、先ほど言いましたとおり、保護者様の持つ不安、また御負担に寄り添いながら、その内容を関係機関に、またお話をさせていただき、何らか少しでも解決につながるよう、また、保育所、学校のほうに進むわけですので、そちらの担当課のほうとも連携を取らせてもらって、一つずつ支援のほうを講じているところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

7 番。

7 番（永安 文男 君）

それぞれの関係機関、それぞれの部署、役割を持って対応されるということで、今、私が先ほど申し上げました、県の支援センターが開設された。その県と市町でもそうなんですけど、佐々町との関係というところのほうはどんなふうに対応されるか、まだできたばかりだから、そこら辺は対応はこれからだというふうな思いはあられると思うんですけども、その辺の意思って言いますか、やはり県北のほうにないという現実をどう対応してフォローしていくのかということをお尋ねしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

議員のおっしゃるとおり、県北に、今、県に1か所、都道府県に1か所以上設置ということで、長崎県も1か所設置したということでは、このケア児の支援法にもとづき、県としての責務を果たしているところだと思います。ただ、場所も小長井町になりまして、県北からは遠いということを実際について、うちのほうでは管轄の県北保健所のほうと話をしたりとかしております。

実際、支援センターのほうも相談業務がメインにはなりますけども、保護者様のほうにも私たちに相談をしていただいているところではありますけども、実際そういう施設が建って出来あがったこと、そして何らか相談、支援の導きがもらえることについてお伝えはしております。今後県北のほうにそういう機関型のセンターが設立するというのが叶うものかは分かりませんが、県とは連携をしながら、今後も保護者様のほうの相談役として、支援体制を講じていきたいと思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

7 番。

7 番（永安 文男 君）

ありがとうございました。先ほど教育委員会と、それから保育所関係のそれぞれの連携を取って対応をしていくというようなお話もありましたけれども、教育委員会は、教育長にお尋ねですけど、その辺の教育委員会の考え方というか対応の仕方、それから保育所関係は保育所で、町長にお尋ねしますけども、医療的ケア児等の問題で、保育所、先ほどから同僚議員からの保育所の問題、いろいろ質問があつたわけですけども、その辺で、教育委員会と、それから保育所の今後の対応の仕方ということについて、もう少し詳しくいただければと思いますので。

議 長（淡田 邦夫 君）

ちょっとごめんなさい、教育長。

まもなく午後4時になりますが、この案件が終了するまで延長いたします。

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

先ほど議員がおっしゃったように、令和3年6月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、その法律の第7条、学校の設置者の責務として、基本理念にのっとって在籍する医療的ケア児に対して適切な支援を行う責務を有すると規定されているわけでございます。この規定を受けて、来年度から町内の学校で医療的ケア児の就学について、これは包括のほうから情報をいただいたり、保育所のほうから情報をいただいたり、また、保護者等の面談のときも仲介をいただいたり、立会いをいただいたりということで、受入れについて検討してまいりました。学校において、医療的ケアを実施するために、佐々町立学校における医療的ケアの実施に関するガイドラインを策定したところであり、この中に主治医、保護者、学校、それから教育委員会等のなすべきことの役割について規定をいたしております。御存じのように、主治医の指示書がないと医療的ケアはできませんので、主治医とは当然連携をしなければならないし、保護者の方とはどうしてもこういうときには御協力くださいというような同意書を交わさないと難しいだろうなというふうに思っております。そういった一連の流れについて連携しながら、多世代包括支援センターや関係機関と連携して、必要に応じて、また改善を図りながら、学校における医療的ケアを実施してまいりたいというふうに思っておりますのでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（永安 文男 君）

分かりました。現実的に、私も肢体不自由の関係で、子どものことでいろいろ悩んだりした時期があったものですから、そういうふうなことで、先ほど町長から保護者、御父兄の方、おうちの方の不安がものすごく大きいと、そういうものを解消するために、町としては、それぞれの分野からの支援をやるというようなことでしたので、教育委員会としてはそういうふうな対応でやっていかれるということでお話聞いて安心したところでですけども。

保育所関係について、先ほどからの話の中で、医療的ケア児が保育所の民営化に関してウエイトを占めているように伺っておったんですけども、私としては、この医療的ケア児の関係を、行政が、結局、保育所をお願いする、保育所に任せるだけの話じゃなくて、町が、町の行政の責任としてうたってあるわけですけども、その法律の中には、そういうふうな責任をやは

り町が果たす、行政として責任を果たすやり方ということを考えたら、ほかにもっと議論の展開が変わってくるんじゃないかというふうに思いますので、その辺のことを含めて町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
今お話がありましたように、医療的ケアということで、ケア児の支援ということで公立の継続のときに一応答申内容、そこに入っていたわけでございますけど、町としましては、民間保育所2つあるわけです。それから、公立が今1つあるわけです。これは両方とも、3つの保育所についても、やはり医療的ケアの入所可能なということですか、そういう、平等に行政支援が入れるようにしなくてはならないのではないかと思いますので、それがなるべく、私としては望ましいのではないかと考えていますので、どうぞよろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（永安 文男 君）
今、町長からの答弁がありましたように、やはり行政としての責務という点で、やっぱり町から、民間保育所にあってもその部分は当然しなきゃならない責任があるわけですので、そういうことであれば、そういうことを強く要請してお願いをしておきたいというふうに思います。ありがとうございました。

次に、もう時間もおしておりますので、2項目の地域猫の取り組みについてということに移らせていただきます。生活環境被害を減らすために、野良猫に餌を与えないように、広報誌等で何回も呼びかけられておりますけれども、その一方で、猫を地域で見守る地域猫活動が行われています。9月20日の長崎新聞では、長崎市では人と動物の共生を目指し、県内初となる動物愛護条例が4月1日に施行されたという記事がありました。野良猫に餌を与える際のルールや、多頭飼育の届出が義務化されたという内容でございました。条例施行をきっかけに、一部の自治体では、地域の課題として猫に向き合い始めたということが書いてございました。佐々町でも、地域猫に関して、いろんな、それぞれ私どもも見て回ったときに、やはり猫が集団的にいっぱいいる地域があるわけです。その方達からの苦情とか、いろんなお話を聞いた中で、今回これを取り上げさせていただいたんですけれども、その状況をそれぞれのどういうふうに町が状況把握されて、今後のことも含めてどう考えられていかれるのかということで、今、地域猫の実態把握と今後の対応はどう考えられているか、地域猫の治療や不妊去勢手術を行っている状況を承知しているか。それから、地域猫の不妊去勢手術費用の助成を考えられるかという3点で、そうした項目をあげさせていただいたんですけれども、この分について、まとめて結構ですので答弁をいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
それでは、議員も御承知のとおり、野良猫による糞尿被害といいますか、動物愛護の適正な

飼育の観点からの、近年で全国的に広がっているということで、地域猫の活動がございまして、県下でも長崎市をはじめ、保健所を通じた支援体制というのが整備されているということで、関係条例の制定に向けた準備も今進められているところでございまして、この地域猫の活動といたしますか、野良猫を地域で保護しながら、継続して管理していくというものでございまして、単に餌を与えるだけではなくて、近隣の、やはり糞尿の被害を予防するためにトイレの場所を確保しながら、日々の清掃とか、今以上に増やさないような不妊手術っていいですか、行われているところでございまして、本町におきましては、町内数か所の数人の方が野良猫への餌やりをされておるということで、近隣の住民の方から糞尿の被害などの苦情が寄せられているということもありまして、県保健所と町職員が適正飼育の指導に伺ったり、定期的な広報誌等で周知を今図っているところでございまして、まだ餌やりをされている方の中には、自費で不妊手術をされている方がおられるということも承知しておりまして、やはり県などで、助成の制度があることも御紹介をしているところでございまして、地域猫の活動といたしますか、地域の理解と協力が不可欠でありますので、適正な飼育環境を確保しながら、継続して管理していく必要があると考えておりまして、町としましても、個人で餌やり等をされている方には、やはり地域猫の活動を案内しながら、保健所とか関係機関とも連携しながら、支援を行っていただくと考えておりまして、今後、やはりこのような中でございまして、やはり関係条例の制定とか助成制度についても、必要に応じて検討させていかなければならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、地域猫の活動については、また、担当のほうから御説明させますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

本町における実態といたしましては、まだ、地域猫の活動ということまで至っている現状にはないかと思っております。今先ほど町長も申し上げたように、餌やりということで終始されているような状況に関しましては、県保健所とあわせて、そういった制度の御紹介をして、そういった活動につなげていければということでの支援をさせていただいているところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

実態把握っていうとは分かりますか。（永安議員「承知しておるって、町長——」）

いいですか。わかりました。

7番。

7 番（永安 文男 君）

現実問題としてそういうふうなそれぞれの地域で、先ほど言いましたように、環境被害というふうな大事のように言い方していましたが、そういうことであって、かわいそうだから餌をやっているという現実で、しかしそういうふうな、しばらくみてる間にはものすごく増えつつあったというようなことで、やっぱり糞尿被害とかいろんな問題がある。これから先、そういう問題が大きくなってくると思うんです。きのう、一昨日の新聞だったですかね、シーハットおおむらのあの付近には10匹程度の猫がいると。それを大村の教育委員会とその地域猫活動をやっている大村のさくらの会って言ったですかね、そういう人達が協定を結んでしっかりした餌やりの方法をやったりとか、いろんなことをやるというようなことで、備品まで支給されたり

して、地域猫活動をやっておられるという記事もありましたし、だから、佐々町が今後そういうふうな、やはり小さい命を大事にするということも子どもたちに対する教育、いろんなことで事件等に発展する危険もありますので、そういう部分を考えてときに早めに芽を摘むということも考えられますので、そういう地域猫関係についても、これから社会問題になってくると思いますので、そういう早め早めの対応をお願いしたいというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、3項目の交通安全対策についてお伺いをいたしたいと思います。

まず、総合計画に、交通安全対策の推進として、交通事故発生危険箇所への歩道、それから通学路の安全設備、ガードレール、カーブミラーの設置など、交通安全設備を整備しますというふうにしっかりうたってあるわけです。この7次計画、総合計画では。そして、そういうふうな中で、以前、定例会で一般質問をした中で、佐世保鹿町線の小浦駅前の横断歩道で重大事故があったわけですけど、そこに手押し式の信号機を設置するというようお願いをしたいと、そのときに、町のいろんな後押し等もお願いをしたいなということでお話をして、それなりに重要事項として対応していただけるような話があったものですから、その分について、町行政の協力をお願いしとったわけですけども、その辺で、どういうふうな進捗であるかということを確認しておきたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、議員がおっしゃったとおり、県道の佐世保鹿町線の小浦駅の歩道で人身事故が起きたということで、発生する状況でありまして、昨年も、横断歩道歩行中の方が自動車にはねられて重体になったという交通事故が発生したということでお聞きしております。現在、この事故の関係でやはり信号機の設置ということで、その経過をお話させていただきたいと思っております。令和4年5月31日に公安委員会への要望書を提出しているということございまして、その後、令和4年9月5日付けで、江迎警察署長から現場の調査に時間を要するために、調査終了後に別途回答しますという回答をいただいております。さらに、その後の進捗に関しまして確認をいたしましたところ、現在、道路管理者である県と協議で検討中ということございまして。町としましても、早期に対応に向けて引き続き要望を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

現在、県と公安委員会の設置に向けて前向きに検討しているというお話はお伺いしておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（永安 文男 君）

今、県と公安委員会との協議の内容を町長からお伝えいただいたんですけども、前向きに検討しているということであれば、具体化してくれば、本当にありがたい話だというふうに思っております。そうなってきたときに、あそこがものすごい地理的にいいですか、変則的な交差点なんですよ。現実には、こちらから行った佐世保から来た分、小浦駅から入ってきた分、それから、御旅所と言いますか、集落のほうから入ってきた分と、それからあと佐々から来た佐世保方面に行く分、それから、あそこに新しい住宅が構成された中で、私的な道もそこに入り込んできているというような状況の中で、そして小浦駅に行くというには片一方しかないん

ですよ、横断歩道が。あそこは本当に危ないというのはもう以前から指摘されとって、そして、何回も事故があっているんですよ。だから、手押し式であれば、信号機があるという認識が、運転手がされるというふうに思いますので、そういう部分に対して、やはり現実的に具体化になってくればいいなと安心しております。

それで、これが、私どもも一生懸命さつき町長が言われましたように、前向きに具体化になるように尽力はしているんですけども、やはりどうしても、町行政からのお力添えが一番大事だと思いますので、その辺で何とかできる努力をこれからもお願いしたいと思います。

そして、地元の町内会長さんとか、その付近の住民の皆様方に理解を求めないと、あそこが今申しあげましたように、変則的な交差点でどこにその横断歩道をもっていくかという問題も今後でできますので、その辺のことも含めて、やはり町のいろんな角度でのお力添えをお願いしたいと思いますので、この分早く具体化するように要請をして、お力添えをいただけますようお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、交通安全対策とくくっておりますけれども、以前、県道の佐世保鹿町線とそれから町道の赤崎線から入ってきた交差点、あそこの信号、以前、交差点の信号が飲食店のところにある交差点との連携で、やはりどうしても2つつながる関係で、いろいろ問題があるというようなことで、道路関係機関と立ち会って調整をしたりしたんですけども、なかなか解決に至らないで、あれが精一杯だというような話も伺っております。そうしたときに、以前一般質問したときに、担当課長から、あそこは何かやっぱりせにやいかんという現実の問題がありますので、今、用地交渉をしたりして、検討を進めていきますというような話を伺っていたもんですから、その辺の経過、進捗状況はどうなったかということをちょっとお尋ねしておきたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

今御質問の県道佐世保鹿町線と町道赤崎線の交差点につきましては、これまで議会のほうからたびたび御指摘を受けていたところでございます。御質問の件につきましては、その対策として、昨年度から町道赤崎線の道路改良工事に向けた用地交渉を進めてまいりました。今年度11月上旬に、関係する地権者5名の方から、用地の一部につきまして売買契約を締結させていただき、改良工事の用地の確保が完了したところでございます。

今後、この交差点の町道側につきまして、改良工事实施してまいりたいと考えておりますが、その財源につきまして、国庫補助を活用したいと考えておりますので、現在、県に対して、令和5年度に向けた補助要望を行っているところでございます。

今後、国の追加補正等により財源が前倒しで確保されれば、工事もそれに合わせたタイミングで実施していきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（永安 文男 君）

状況確認しました。やはりその後どうなっているのかという地元あたりからの話がありますので、以前、議長からも一般質問が当然あつとった状況も確認しておりますので、そういうところでやはり一番危ない、朝、子どもたちの交通指導で立っているときでも、やはりどうしても危ない状況っていうのは、あそこに立ってってひやひやするような状況ですので、やっぱり

早め早めで対応できていただいて、努力されたことに本当に感謝をいたします。

それとあわせて、同じような話になるんですけども、神田線の清峰高校から踏切を渡って上に上がるところの、あそこの歩道整備、あれが中断されたまま、何とかできないかという話を、当時、現職のときから問題があったんですけど、残ったままになっとったもんですから、その辺のことは何とか進展ができていのかどうか、そこら辺も確認しておきたいというふうに思いますけれども。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

町道神田線の町道北松南校前線入り口の付近でございますけれども、歩道整備につきましては、先ほどおっしゃいましたように、これまで土地の所有者からの理解が得られず未整備になっておりました。しかしながら、佐々小学校の児童及び清峰高校の生徒の多くが通学路として利用されておりまして、近隣住民の方々から歩道整備の要望がございましたので、土地所有者に歩道整備について理解が得られるよう交渉を行ってきたところでございます。進捗状況につきましては、地権者3名から測量を実施することに同意をいただきましたので、令和4年度予算において現地測量を行い、歩道整備計画案の作成を進めているところでございます。

今後の予定といたしましては、測量設計が完了後、地権者へ計画案の説明を行い、今年度中に用地買収について相談を行うこととしており、用地について理解が得られれば、歩道整備に向けた事務作業に進めていきたいと考えておるところでございます。よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（永安 文男 君）

ありがとうございました。ここも努力をされているということ伺いましたので、ただ、あそこも通学路ですので、やはり子どもたちの安全のためには早く、早急に措置をとっていただくということが大事じゃないかというふうに思いますので、交通安全のためにも頑張っていたきたいというふうに思います。

次に、歩行者保護の観点から整備されておりますガードパイプの安全点検、これについてどのように。議案を配付された中で、私ども所管委員会じゃなかもんですから、佐世保の事件、事故があってから緊急点検をされたっていう話を後から聞いて、もうそこまでされているのにこういう一般質問を出して、ちょっと失礼かなとは思ったんですけども、一応もう、そういうふうに手続き上、議会事務局に出すときには私も承知してなかったもんですから、本当にお許しをいただきたいと思っておりますけれども、やはり私ども見て回って、それぞれのところのガードパイプが腐食して、もう塗装も剥げたり、危なかったりとか、あと荒れかけたり、根元のひびが入って、もうしばらくしたら押せば崩れるんじゃないかとか、いろんな状況があるのを確認いたしました。

こういうことで、どういうふうに安全点検をされているのか、やはりそういうことがなければ、事故がなければそういうふうなことが進まないのかっていう、ちょっと心配もありますんで、やはりそういうところはこれを機会に、今後の対応策をお伺いしておきたいというふうに思います。

それで、私が見て回ったところで一つ、二つ、三つ、四つと、あげればきりがありませんけど、後から担当の方とお知らせをしながら、写真撮っているところをお見せしたりしたいとい

うふうに思いますけれども。やはり一つで言えば、佐々川から清峰高校のグラウンド横通って、浄水場の横を通って行く、あそこにガード柵っていいですか、あるわけですよ。あそこ辺りもさびが、相当腐食がひどくて、もうささくれ立つような手すりになったりしてたもんですからね。

それからあと、木場線の堰堤の一番手前の車がぶつかった後の状況か何か分かんですけど、危ない状況とか。それから、佐々駅前の駅前線っていうか、街路の、大新田のほうに、ある水路の横にガードパイプをずっとしてある。あそこ辺りはもうすごいことになってますんでですね。

それで、いろいろ調べられるというふうに思いますけれども。それから、妙見橋っていうか、国道のあそのこの団地に入るところから口石のほうに下りる、町道の龍開線ですね。あそのちよほどお祀りしてあるとこの横のガードレール辺りも、もう腐食でひどい。

そういうような状況で、それから小浦駅郵便局の裏の橋、橋梁の手すりっていうか欄干、あれなんかも根元腐って、そういうところがいっぱいあるんですよ。そういうのを確認しながら、やっぱり安全対策とかそういう部分を急ぎやっていただきたいというふうに思いますので、箇所は後でまたお話ししたいと思うんですけど、そういうふうな点検の状況、そういうのを出してお願いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

ガードパイプについては、議員も御承知のとおり今年の10月佐世保市で、市道で設置されましたガードパイプが破損したということで、住民の方が転落されまして重傷事故っていうのが発生しているわけでございます。

本町におきましても、その事故の情報を受けながら直ちに全路線について、対象したガードパイプの緊急点検を実施しながら、不具合のあるものについてはロープ等とか固定をしながら、今補強等の緊急対応を行っているところでございます。

議員の言われるとおり、やはり日頃から点検をしなければならないっていうことは、担当にもお願いしてますので、今後やはり点検をやっていくと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今、緊急点検の結果、早急に改善が必要と判断した5路線につきまして、やはり補修とか必要な費用を12月の補正予算で計上させていただいているところでございますので、その優先順位を考えながら、順次対応していきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（永安 文男 君）

順次対応していくということですので、本当にありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。

付け加えて、国道とか、県道もそういう状況にあるっていうことを御承知いただきたいと思ひます。佐々中学校の体育館の横の歩道の柵、それとかあと、小浦のほうのライスセンターに入る踏切の横の排水路、ちよほどバス停がある、あそこ辺りのガードパイプあたりももう腐食して、寄り掛かれれば崩れるんじゃないかというふうな状況なんですよ。

だから、国道とか県道に対してどのように対応するのかっていうことをお伺いしておきたい
と思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
国道、国とか県道、国道も補修が必要であるっていう箇所があれば、町としましても道路管
理者であります、今、担当は県北振興局でございますので、そこに補修を、連絡しながら補修
をお願いすることになると思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（永安 文男 君）
ぞっとするような状況がありますので、よろしく早めの対応をお願いしたいと思います。
時間もきましたので終わりになるわけですがけれども、いろいろ申し上げて本当に申し訳ござ
いませんでした。
今後とも、今申し上げたことも含めて、町民の満足度を高めていくために、組織的・横断的
事務事業の執行を、町長これからもなさっていかれると思いますので、機構改革も順調に進ん
でやられて、十分な対応がされているというふうに思いますので、これからの事務事業の執行
を御期待いたしたいと思いますので、これをもって質問を終わりたいと思います。ありがとう
ございました。

議 長（淡田 邦夫 君）
以上で、7番、永安文男議員の一般質問を終わります。
以上で本日の日程は全て終了いたしました。
本日はこれにて散会といたします。
お疲れ様でした。

（16時28分 散会）